

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
(1) 地域福祉のセーフティネットの拡充								
①市町村と連携したセーフティネットの拡充								
23	市町村における包括的な支援体制の構築	▼ 市町村の高齢・障がい・児童・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健センターなどの関係部署や市町村社協や社会福祉法人、隣保館などの関係機関が連携し、包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、市町村訪問による助言、先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。 このほか、重層的支援体制整備事業の早期実施に向けた制度理解や、体制構築の手法を学ぶ研修を市町村や市町村社協、社会福祉法人・社会福祉施設等の関係者を集めて開催します。	○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金 ○地域福祉推進審議会等運営事業 ○包括的支援体制構築推進事業	901,598	897,946	901,598	○地域福祉・高齢者福祉交付金の活用により、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情や住民ニーズに沿った施策を立案、推進することを支援した。 ○市町村における包括的な支援体制の構築が進むよう、市町村訪問及び市町村地域福祉担当課長会議を通じて、必要な情報提供や意見交換を行った。 ・市町村地域福祉担当課長会議（9、3月※） ※3月はオンデマンド配信 ○重層的支援体制整備事業実施自治体に対しては当該事業に関するアンケート、未実施自治体に対しては包括的な支援体制に関するアンケートを行い、とりまとめ結果については、市町村地域福祉課長会議の場を活用し、情報提供を行った。 ○包括的支援体制整備や重層的支援体制整備事業の円滑な実施に向け、市町村職員や関係者に対し、制度理解のための講義や先進事例の提供を行った。 ・全体研修会 2回（8月、3月）開催 ○市町村間の交流やネットワーク構築に向けた勉強会等を人口規模や事業進捗状況に合わせて開催した。 ・町村勉強会 1回（11月）開催 ・重層事業実施市町村向け意見交換会 2回（12月、2月）開催 ○市町村の課題に合わせてアドバイザー等の派遣を22市町に対して68回行った。	（評価及び課題） ○市町村における包括的な支援体制整備が構築・拡充されるよう、市町村の地域実情に沿った支援が求められている。 （今後の方向性） ○引き続き、市町村が地域共生社会の実現や地域福祉・高齢者福祉の向上に資する事業を地域実情に応じて展開できるよう、交付金による財政支援を行っていく。 ○地域の実情に応じた包括的な支援体制が構築されるよう、市町村の課題に応じたアドバイザーの派遣等を行っていく。 ○今後も、市町村訪問や会議等を通じて、先進事例や最新情報の提供を行っていく。
	地域づくりに資する環境整備	▼ 地域住民等による主体的な地域づくりを進めるため、小地域ネットワーク活動などの地域住民の活動を支援することにより、地域住民が見守り、支え合う取組を市町村及び市町村社協などと連携して進めていきます。 このほか、対面型の活動が困難な場合でもつながり続けられるようICTやSNSを活用した取組など、地域住民等の支援ニーズに応じた地域づくりのための好事例の提供等を通じて市町村を支援します。 また、地域住民等の地域福祉活動への関心を高めるため、住民向け研修会やシンポジウムなどの市町村の取組を支援します。 このほか、地域づくりに資する好事例などを提供するなど市町村を支援します。 孤立死を防止するため、こうした地域づくりのほか、新聞配達や電気・水道・ガス等のライフライン事業者との連携等効果的な方策を検討します。	○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】 ※本交付金を活用し、孤立死防止関連事業に取り組む自治体あり ○地域福祉推進審議会等運営事業【再掲】 ○大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定 ・協力企業等との協定の締結 ○大阪ええまちプロジェクト ○地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業 法定負担分 19.25%） ※予算額・決算額は地域支援事業交付金の総額	901,598	897,946	901,598	○市町村を通じて、市町村社会福祉協議会における小地域ネットワーク活動の推進に向けた取組に対し、交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議の場を活用し、市町村の実施状況や課題、対応策等について情報提供を行った。 ○市町村が民間団体（市町村社会福祉協議会等）と連携して行う孤立死防止事業について、交付金による財政支援を行った。 ○大阪府福祉基金を活用し、令和3年度から2年間助成した「ウィズコロナ、ポストコロナに対応した地域活動モデルの開発」で収集したICTやSNSを活用した事例等を、市町村地域福祉担当課長会議において情報提供を行った。 ○認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進を図るため、「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」締結事業者と連携し、ポスター掲示等による認知症への理解促進に向けた普及・啓発活動を行うとともに、市町村が構築する高齢者の見守り体制等の取組に対して協力して支援を行った。 ○高齢者の社会参加・生きがいづくり推進に向けた気運醸成や住民主体の多様なサービス創出等の促進を支援。 ・地域団体等へのプロボノによるプロジェクト型支援：13団体 ・先輩団体による随時個別相談型支援：27件 ・地域づくりの関係者を対象に、地域づくりにおける取組み（居場所づくり、生活支援、移動支援）状況や、好事例を発信する大交流会の開催（2日間）： 1日目：オンライン67端末、2日目：会場92人、オンライン69端末 ○市町村地域支援事業交付金の包括的支援事業で以下の取組を実施。 生活支援体制整備事業で、生活支援コーディネーターを各市町村に延べ364人配置（第1層と第2層の兼務32人）。	（評価及び課題） ○府内全市町村において、小地域ネットワーク活動の取組が進められている一方で、参加者の固定化や担い手不足、活動のマンネリ化などの課題がある。 ○各市町村において、ライフライン事業者等との連携を進めるなど、孤立死を未然に防ぐ仕組みづくりを行う必要がある。 （今後の方向性） ○引き続き、交付金による財政支援を行うとともに、市町村担当課長会議を通じて、先進事例や最新情報の提供を行っていく。 ○「ウィズコロナ、ポストコロナに対応した地域活動モデルの開発」事業で培ったスキルを活かし、今後も府民の孤立や不安解消のための事業に役立てる。 （評価及び課題） ○認知症への理解促進や市町村が構築する高齢者の見守り体制等の充実に寄与しており、引き続き、民間企業の協力を得て、取組みを進める必要がある。 （今後の方向性） ○引き続き、民間事業者との「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結について推進することにより、同協定に基づき認知症への理解促進に向けた普及・啓発活動や市町村が構築する見守り体制等への支援・協力を努める。 （評価及び課題） ○高齢者の社会参加・生きがいづくりの気運醸成を図るとともに、市町村における多様なサービス創出を推進した。 （今後の方向性） ○引き続き、気運醸成と多様な主体による多様なサービス創出に向けた取組を実施していく。 （評価及び課題） ○市町村が地域支援事業交付金を活用し地域の実情に応じた取組を実施。 （今後の方向性） ○引き続き市町村が地域の高齢者ニーズに沿った事業を実施していく。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度 の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
24	地域福祉のネットワークの仕組みづくり	▼ 地域福祉のセーフティネットの核であるCSWの配置促進に努め、「見守り・発見・つながりのネットワーク」の強化を図ります。	○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】 ※市町村は、本交付金を活用してCSW配置促進に取り組む ○地域福祉推進審議会等運営事業【再掲】	901,598	897,946	901,598	○交付金の活用により、地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組や、住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を支援し、「見守り・発見・つながりのネットワーク」の強化を図った。 ・令和5年度CSW配置人数：135人（府内34市町村）	（評価及び課題） ○交付金の活用により、各市町村ではCSWの配置が進んでおり、配置割合は全中学校区の85%となっている。 （今後の方向性） ○引き続き、全中学校区に1名の配置をめざし、市町村地域福祉担当課長会議等を活用し、市町村へ配置促進を働きかけるとともに、交付金による財政支援や先進事例（地域福祉のコーディネーターとの連携事例等）の周知・啓発等を行っていく。
24	地域福祉のネットワークの仕組みづくり	▼ CSWをはじめ、地域包括支援センターや社会福祉施設、介護保険サービス事業所、生活支援コーディネーター、SSW、スマイルサポーター等地域の支援機関等の連携が進むよう、グループワーク等による意見交換や交流の機会を創出し、関係者間のネットワーク構築を図ります。 また、コーディネーターの連絡協議会等を活用し、各制度・支援内容の周知・PRなど連携強化に向けた相互理解の啓発を行います。	○CSWブロック別連絡協議会等 ○地域福祉推進審議会等運営事業【再掲】	0	0	0	○CSWブロック別連絡協議会の場を活用し、SSW担当者より「大阪府のSSW事業とCSWとの連携について」情報提供をいただき、相互の制度概要や活動内容について、理解促進が図られた。 ○市町村地域福祉担当課長会議において、CSWを中心としたSSW等のコーディネーターの連携事例について情報提供し、協働体制づくりを働きかけた。	（評価及び課題） ○具体的な連携事例を情報提供することにより、コーディネーター間の協働体制づくりの働きかけを行った。 （今後の方向性） ○引き続き、先進事例を収集し、市町村へ情報提供を行っていく。
			○スクールソーシャルワーカー配置事業 ※スクールソーシャルワーカー連絡会の実施	74,632	66,194	74,863	○府教育庁主催のSSW連絡会や研修会において、CSW等地域の社会資源との連携について発信するとともに、福祉部主催のCSWブロック別連絡協議会に府指導主事が参加し、SSWとの連携について情報提供を行った。	（評価及び課題） ○府指導主事がCSWとの連携が図れた。 今後、CSWの活動について各市町村で認識を深めることにより、福祉関係機関との有効な連携を図る必要がある。 （今後の方向性） ○SSW連絡会におけるCSWとの連携をはじめ、CSWブロック別連絡協議会への府指導主事の参加を通じて、相互の活動についての理解をさらに深め、連携の充実をめざす。
24	個人情報保護の啓発等	▼ 要支援者情報の共有化による効果的な支援サービスを提供するため、個人情報の保護と利用のバランスを十分に考慮し、市町村や関係者間で情報共有できるよう個人情報保護制度の取扱いなど、そのルール化の促進に取り組むとともに、コーディネーター等に対しては、個人情報保護に関する研修実施等を通じて啓発を図ります。 また、「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）（※）」については、すでに社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が開始されていることから、利用者サービスの向上と個人情報の適切な管理等に努めます。	○民生委員・児童委員研修【再掲】 ※本予算を活用し、実施	6,211	6,211	6,211	○府が大阪府社会福祉協議会に委託し、新任の民生委員・児童委員に対して、個人情報の取扱いの研修を実施。	（評価及び課題） ○新任の民生委員・児童委員に対して、個人情報の適正管理や活動時における配慮事項についての講義を行い、周知を図った。 ○民生委員・児童委員への個人情報の提供状況は市町村によって異なるが、各委員の活動や支援内容に則した情報の共有が必要である。 （今後の方向性） ○引き続き民生委員・児童委員に対して研修を行い、個人情報の適正管理の周知徹底に努める。 ○必要に応じて、市町村に対し、民生委員活動における個人情報の取扱いについて周知を図
			○職員研修支援事業 ※本予算を活用し、実施	43,903	43,903	43,903	○受講者 112名、3回開催（職員研修支援事業のうち数）	（評価及び課題） ○本事業を実施することにより、施設職員が個人情報保護法を正しく理解し、利用者の権利を擁進するための体制づくりを推進した。 （今後の方向性） ○引き続き、個人情報の保護を適正に行い、支援の質を高めることを目的とした研修事業を実施していく。
			○府職員への個人情報の適正な管理を促すために、全体研修を行うとともに、各所属において職場研修を実施	0	0	0	○府職員への個人情報の適正な管理を促すために、全体研修を行うとともに、各所属において職場研修を実施した。	（評価及び課題） ○全体研修及び職場研修を行い、府職員に対して個人情報の適正管理の周知を図った。 （今後の方向性） ○今年度も引き続き全体研修及び職場研修を行い、個人情報の適正管理の周知徹底に努める。
24	CSW等の資質向上	▼ 複雑多様化する地域福祉課題への対応や、ICT（情報通信技術）の活用による支援手法の多様化に対応するため、CSW等のコーディネーターが、ソーシャルワークの専門的、かつ、幅広い知識を習得できるよう、研修等を行い資質向上を図ります。	○地域のコーディネータースキルアップ研修 ○CSWブロック別連絡協議会【再掲】	0	0	0	○CSWの資質向上を図るため、府社会福祉協議会が実施する「地域福祉のコーディネータースキルアップ研修」や、コミュニティソーシャルワークの基礎的な知識や技術の修得を目的とした「基礎研修」に講師として参加し、CSWの現状や包括的な支援体制の整備等の説明を行った。 ○CSWのブロック別連絡協議会（豊能・三島ブロック、北河内ブロック、中河内・南河内ブロック、泉州ブロック）に参加し、府からの情報提供や日頃の活動に関する意見交換を行った。	（評価及び課題） ○市町村を通じて、CSWに対し研修受講の呼びかけにより、多数のCSWが受講している。 ○CSWブロック別連絡協議会については、各ブロックともに定期的な運営が行われており、活発な意見交換がなされている。 （今後の方向性） ○引き続き、CSWの資質向上を図るための研修を府社会福祉協議会とともに実施するとともに、ブロック別連絡協議会を通じ、CSW同士の連携・協力体制の一層の強化を図っていく。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度 の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
24		◆目標・指標「CSW配置人数（全中学校区に1名配置）」※政令市・中核市除く（36市町村） 2018（H30）年度：154名／（参考）149名（35市町村） 2021年度：173名／（参考）164名（35市町村） 2023年度：191名／（参考）178名（35市町村）					CSW配置人数（全中学校区に1名配置） ※政令市・中核市除く 2023（R5）年度：135名（34市町村）	
25		◆目標・指標「重層的支援体制整備事業及び重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施している市町村」 現在の状況（2021年度）9市町 2023年度目標 全市町村					「重層的支援体制整備事業及び重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施している市町村」 2023(R5)年度 18市町村 内訳：重層的支援体制整備事業 11市町 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 7市町村	
②生活困窮者への支援や、ひきこもり・自殺対策等の充実								
29	生活困窮者への支援	▼ 府内における生活困窮者の支援が適切かつきめ細やかに実施されるよう、市町村連絡会議や市町村訪問などを通じて、先進事例の紹介を行うなど、努力義務・任意事業の取組促進や円滑な事業実施を支援します。	○生活困窮者自立支援事業	89,779	77,983	83,383	○福祉事務所設置自治体における任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援するため、市町村連絡会議の開催をした。 ○令和5年度任意事業実施自治体数 ※カッコ内は令和4年度 ・就労準備支援事業 35（35） ・一時生活支援事業 35（35） ・家計改善支援事業 33（32） ・子どもの学習・生活支援事業 28（28） ○生活困窮者等に対して行う就労支援に関する業務を効率的かつ効果的に行うため、広域就労支援事業を大阪府を含む12自治体により委託実施した。 ○311事業所を就労訓練事業として認定（政令市・中核市認定分含む）。 ○地区別研修において、就労訓練事業における好事例を周知した。	（評価及び課題） ○府内の福祉事務所設置自治体に対する事業の取組促進、広域支援を進めた。 （今後の方向性） ○引き続き、府内の福祉事務所設置自治体に対する事業の取組促進、広域支援を進める。 ○令和6年度任意事業実施自治体数（予定） ・就労準備支援事業 35 ・一時生活支援事業 35 ・家計改善支援事業 35 ・子どもの学習・生活支援事業 27
		▼ 大阪府が実施主体となる府内郡部における生活困窮者自立支援事業については、各町村と連携を図り、生活福祉資金貸付制度等で明らかになったこれまで福祉の窓口や支援機関につながっていなかった生活困窮者層への支援策の検討を行うなど各事業の取組を充実させていきます。	○生活困窮者自立支援事業【再掲】	89,779	77,983	83,383	○大阪府が実施主体となる郡部（島本町を除く9町村域）において、必須事業に加え、全ての任意事業と被保護者就労準備支援事業・被保護者家計改善支援事業を一体的に委託実施した。	（評価及び課題） ○府内郡部における事業実施を進めるとともに、生活福祉資金貸付制度の利用者の支援ニーズの把握及び支援策に係る検討を行なった。 （今後の方向性） ○引き続き、府内郡部における事業実施を進めるとともに、各町村及び関係機関との連携強化を図り、生活困窮者層に対する支援を充実させていく。
		▼ 相談支援員等の相談援助技術の向上等を目的に、支援現場の声や課題を反映した相談支援員等従事者研修を開催します。	○生活困窮者自立支援事業【再掲】	89,779	77,983	83,383	○現場の声、課題を反映した府従事者研修を実施するため、研修企画PT会議を開催し、研修内容の充実を図った。研修企画PT会議の意見を踏まえて従事者研修を開催し、相談支援員等のスキル向上を図った。	（評価及び課題） ○府内自治体の相談支援員等のスキル向上に努めた。 （今後の方向性） ○研修企画PT会議を開催し、現場の声、課題を反映した従事者研修を開催する。
		▼ 自立相談支援事業については、地域社会からの孤立などにより支援につながっていなかった生活困窮者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、CSW、地域包括支援センター（※）や隣保館（※）など既存の相談事業などと密接に連携し、相談機能のネットワーク化を促進します。	○地域福祉推進審議会等運営事業【再掲】	1,530	671	1,530	○市町村地域福祉課長会議において、生活困窮者自立支援に関係する方策の取組状況を報告するとともに、連携の必要性等について、市町村へ働きかけを行った。	（評価及び課題） ○連携事例を増やし、情報共有を図る体制整備の推進が必要である。 （今後の方向性） ○連携事例の収集を通じて、好事例の数を増やし、市町村など関係機関へ情報提供を行っていく。
			○生活困窮者自立支援事業【再掲】	89,779	77,983	83,383	○市町村課長連絡会議において、支援の課題についての意見交換や情報提供を実施した。	（評価及び課題） ○市町村連絡会議等を通じて、相談機能とのネットワーク化を促進した。 （今後の方向性） ○引き続き、市町村連絡会議等において情報提供や関係機関との連携の好事例を示すなど相談機能のネットワークづくりを促進する。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度 の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
30	子どもの 貧困対 策	▼子どもの貧困については、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困連鎖を防止することが重要です。そのため、庁内の関係部署や市町村、関係機関と連携して学習支援事業やSSWの充実、保護者の就労支援などの施策を進めます。	○新子育て支援交付金	2,995,549 (うち優先配分枠 500,000)	2,959,529 (うち優先配分枠 479,101)	2,995,549 (うち優先配分枠 500,000)	○平成27年度に創設した新子育て支援交付金の優先配分枠事業に子どもの貧困対策関係として2事業を位置づけ、本事業の活用により、市町村が取り組む子どもの貧困対策を推進。 ・学習等支援事業 実施市町村 5市町 ・居場所づくり事業 実施市町村 17市町 ○ひとり親家庭等生活向上事業のこどもの生活・学習支援事業において、ひとり親家庭の子どもに対する生活習慣の習得支援や学習支援等を実施。 ・実施市町村 5市	(評価及び課題) ○令和5年度の新子育て支援交付金の学習等支援事業は5市町、居場所づくり事業は17市町で実施され、放課後の学習支援や食事の提供を含む子どもの居場所づくり等に活用された。 ○ひとり親家庭等生活向上事業のこどもの生活・学習支援事業は、5市で実施され、生活・学習支援を行った。
			○ひとり親家庭等生活向上事業 (こどもの生活・学習支援事業)	35,943 (総額で記載)	23,144 (総額で記載)	40,153 (総額で記載)		(今後の方向性) ○新子育て支援交付金において子どもの貧困対策事業を実施する市町村を増やすとともに、「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」において、市町村における地域の実情に応じた子どもの貧困対策の取組を推進する。
			○生活困窮者自立支援事業【再掲】	89,779	77,983	83,383	○府内福祉事務所設置自治体に対し、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業のヒアリングを実施し、状況を把握した。 ○令和5年度は、府内28自治体において、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業を実施した。	(評価及び課題) ○令和5年度に子どもの学習・生活支援事業を実施する自治体は、令和4年度と同数の28自治体であった。
30	就労支 援など	▼生活困窮者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭の親、がん・難病患者などの就労支援については、生活困窮者自立支援事業等（福祉部門）と、各市町村の地域就労支援センター（※）、ハローワーク及びOSAKAしごとフィールド（※）等（労働部門）が連携し、就職及び職場定着の支援に取り組みます。	○「OSAKAしごとフィールド」運営事業	418,045	409,045	440,652	○OSAKAしごとフィールドにおいて、若者や女性、高齢者、障がい者などの求職者に対し、キャリアカウンセリングやセミナー、職場体験等を通じて、就職から職場定着までの支援を実施した。 ・令和5年度就職者数：8,012人	(評価及び課題) ○就職支援の取組を通じて、多くの求職者を安定就業に結び付けることができた。
			○生活困窮者自立支援事業【再掲】	89,779	77,983	83,383	○福祉事務所設置自治体における任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援するため、市町村連絡会議の開催をした。 ○令和5年度任意事業実施自治体数 ※カッコ内は令和4年度 ・就労準備支援事業 35（35） ・一時生活支援事業 35（35） ・家計改善支援事業 33（32） ・子どもの学習・生活支援事業 28（28） ○生活困窮者等に対して行う就労支援に関する業務を効率的かつ効果的に行うため、広域就労支援事業を大阪府を含む12自治体により委託実施した。 ○311事業所を就労訓練事業として認定（政令市・中核市認定分含む）。 ○地区別研修において、就労訓練事業における好事例を周知した。	(今後の方向性) ○就職に困難性を有する求職者に対する支援メニューの充実を図りながら、引き続き取組を続けていく。
			○がん診療拠点病院に設置された、がん相談支援センター相談員向け研修会 ○大阪労働局（職業安定課）と連携したがん患者の就職支援事業 ○大阪産業保健総合支援センターと連携したがん患者の治療と仕事の両立支援事業 ○がん診療連携協議会、NPO法人等の関係機関と連携した企業 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業及び母子・父子福祉センター管理運営事業	145	85	145	○大阪府がん診療連携協議会 相談支援センター部会と連携し、府内がん拠点病院のがん相談支援センター相談員を対象とした研修会をオンラインで実施（参加者34名）。 ○大阪労働局と連携し、がん患者の就職支援事業を実施。（がん拠点病院15病院） ○大阪産業保健総合支援センターと連携し、がん患者の治療と両立支援事業を実施。（がん拠点病院8病院） ○商工労働部と連携し、企業向けに両立支援シンポジウムをアーカイブ配信にて実施。 ・オンラインシンポジウム「がんと就業」（1/24～30）	(評価及び課題) ○関係機関と連携して研修を行い、がん拠点病院の相談員のスキルアップを図った。また、がん患者や家族、企業に対して啓発等を行った。 課題としては、相談員がより様々な相談に対応できるためのスキルアップを図る必要がある。また、がん患者や家族、企業に対する普及啓発を継続する必要がある。
							(今後の方向性) ○がん相談支援センター相談員を対象とした研修会を実施し、相談員のスキルアップを図る。 ○がん患者や家族、企業への啓発を図る。	
							○大阪府立母子・父子福祉センターの指定管理業務として、ひとり親家庭の親等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など、一貫した就業支援サービスや、養育費の相談等の生活支援サービスを提供した。 ・相談者数 329人	(評価及び課題) ○専門相談員による就業相談や就業情報の提供を実施した。相談者数は昨年度より上昇。令和2年度285人、令和3年度314人、令和4年度299人、令和5年度329人
								(今後の方向性) ○センターの周知に努めるとともに、ハローワーク等との連携をさらに強化し、ひとり親家庭の親等の雇用の確保を図っていく。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度 の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
			○難病相談支援センター事業	10,553	10,553	10,553	○大阪労働局難病患者就職サポーター等と連携し以下の事業を実施した。 ・就労相談事業（毎月第2第4金曜日 予約制：延べ26名参加） ・講演会の開催①（R5年8月24日 ハイブリッド形式で実施：30名参加） 大阪障害者職業センターの障害者職業カウンセラーを講師に招聘し、講演会を実施 ・講演会の開催②(R5年11月5日 ハイブリッド形式で実施:59名参加) 自身が難病患者でもある弁護士を講師に招聘し、講演会を実施。 ・就労支援事例検討会(R5年6月,11月 実施) 難病医療情報センター、ハローワーク、難病診療連携拠点病院・難病医療協力病院、保健所と連携のうえ実施 ・難病患者支援に係る連絡会議(R5年4月,6月 実施) 難病医療情報センターと連携のうえ実施 ・就労相談業務に関する連絡調整会議(R5年10月 実施) 労働局及びハローワークと連携のうえ実施 ・就労に関する個別相談を実施(令和5年度：電話・メール 138件、面接 31	（評価及び課題） ○講演会の実施を通じて、難病患者の就労へのきっかけづくりに寄与した。 ○難病医療情報センターや大阪労働局との間で就労事例検討会を開催するなど、情報共有や支援のあり方の検討を実施できた。 ⇒難病相談支援センターでの就労支援についての認知度があまり高くないため、更なる啓発が必要。 （今後の方向性） ○難病法の改正により難病相談支援センターの連携先として福祉や就労支援機関が明記されたことをふまえ、また、難病患者の多様化する支援ニーズに対応するため、引き続き、大阪労働局等就労支援機関、難病医療情報センターとの綿密な連携のもと患者や支援者への取組みを強化する。(患者、支援者向け講演会の開催や支援者のスキルアップ等) ○難病患者就職サポーターと連携し、個別相談の更なる体制整備と推進を図る。
30	就労支援など	▼『行政の福祉化（※）』をより一層推進し、政策評価調達の充実・強化や障がい者の雇用・就労による企業の農業分野等新分野への参入促進をはじめ、職域のさらなる開拓などの取組を通じて、就職困難者の雇用・就労機会を創出し、自立支援を進めます。	○行政の福祉化	0	0	0	○指定管理者募集の企業説明会において、大阪府の行政の福祉化の取組みについて周知を行った。 ○社会福祉法人向け監査説明会において、大阪府の行政の福祉化の取組み全般の周知、また、社会福祉法人に対する行政の福祉化への協力依頼を行った。	（評価及び課題） ○大阪府の行政の福祉化の取組みについて、民間企業等へ向けて周知・協力依頼を進めることができた。 （今後の方向性） ○総合評価一般競争入札等、公契約等を活用した雇用・就労支援の強化を図る。
			○ハートフル企業農の参入促進事業 （工賃向上計画支援事業 ※国事業名）	5,262	4,448	2,017	○ハートフルアグリを一層促進するため、農家等と地域の福祉事業所のマッチングを行い、農家等が試行的に障がい者の農作業体験を受け入れることで、農家等が障がい者の農業の担い手としての可能性を検証する機会と障がい者自身が農業への適性を把握する機会を創出するとともに、農作業体験を受け入れた農家等と福祉事業所の請負契約の締結を支援した。	（評価及び課題） ○令和5年度は作業請負契約の成立は2件、マッチング成立は10件あり、障がい者自身が農業への適性を把握する機会を創出することができた。 （今後の方向性） ○契約成立農家による経営改善効果の発信等を通じて、受け入れ農家の掘り起こしを行い、福祉施設とのマッチングを促進する。
30	様々な課題などの対応	▼ ひきこもりやヤングケアラー、孤独・孤立等の様々な課題を抱える方・世帯への支援については、その課題に応じて地域の多様な社会資源が協働し、分野横断的に切れ目なく支援できる体制が構築されるよう市町村に働きかけます。	○ヤングケアラー支援体制強化事業	8,669	4,516	6,398	○市町村アンケートの実施（R5.7月に実施。9月に更新）。市町村ヘフィードバックするとともに府立学校および私立学校に情報提供した。 市町村ヤングケアラー相談窓口の一覧を府ホームページに掲載した（R6.1月）。	（評価及び課題） ○市町村会議を開催し、市町村の好事例や本府の取組状況（福祉部及び教育庁）を紹介。2回のうち1回は研修会として開催し、市町村職員のヤングケアラーへの理解を深めた。今後も市町村における支援体制の整備を支援するため、内容の充実を図る必要がある。 （今後の方向性） 令和6年度も引き続き、 ○社会的認知度の向上、早期発見・実態把握 ○プラットフォームの構築 ○支援策の充実 に取組む
			○スクールソーシャルワーカー配置事業	74,632	66,194	74,863	○政令市・中核市を除く府内全市町村のすべての中学校区に週1回SSWを配置できるよう市町村に府から補助を行った。 ○多様化、複雑化する事案への対応や社会資源との協働のため、より専門性の高いSSWスーパーバイザーを派遣し、市町村教育委員会や学校の支援を行った。	（評価及び課題） ○市町村にSSWを配置し、ヤングケアラーを含めた子どもの課題に対して適切な支援につなげた。 （今後の方向性） ○ヤングケアラー本人やその家庭の要望に沿った支援が行われるよう引き続き支援の充実を図る。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度 の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
		▼ ひきこもりについては、ひきこもり地域支援センターにおいて本人や家族から電話での相談を受けるとともに、地域におけるひきこもり支援を充実させるため、個別支援のコンサルテーションや研修講師の派遣等、市町村等の支援者に対する後方支援を行います。 また、支援員の資質向上に向けた研修会を実施するとともに、市町村への個別訪問により、助言等を行い、様々なノウハウを有する民間支援団体や関係機関と市町村とのネットワークづくりに向けた支援を行います。	○ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業(地域福祉課へ移管) ○子ども・若者支援地域協議会 ○子ども・若者民間支援団体連絡会議 ○子ども・若者育成支援に関する市町村と民間支援団体意見交換会 ○居場所づくり事業 ○青少年スキルアップサポートモデル事業	3,306	2,631	3,280	○研修では、ひきこもり当事者の声を聴く機会や専門の実践を基にした講義やワークを実施した。 ○市町村の支援従事者に対する研修や、支援のノウハウを有する民間支援団体と市町村の連携を深めるための意見交換会等に取り組むとともに、内閣府の「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」を活用しながら、市町村の実情に応じた支援ネットワークの構築や強化に向けた取組みをバックアップした。	(評価及び課題) ○研修は、当事者の声や専門の実践経験を聴く機会は少なく、現場の支援につながる内容となった。 ○市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置は5市から増えていない。 (今後の方向性) ○研修は、ひきこもりの理解や現場の支援につながる内容とともに、「 8050 問題」等社会状況に応じた内容を盛り込み、継続して実施をする。 ○市町村子ども・若者支援地域協議会の設置は5市であるが、協議会の設置のみならず、市町村の実情に応じた支援ネットワークの構築に向け取り組む。そのため、庁内関係部局等との連携のもと、協議会設置済の5市と協働し、市町村が直面している課題の解決に向けた研修を実施するなど、青少年の多様な課題に対応できる体制整備を促進する。 また、困難を有する青少年に対する支援体制を強化するため、民間支援団体等と協力し、ひきこもり支援先進市以外にも取組みが広がるように働きかける。
30	様々な課題などの対応	▼ ヤングケアラーについては、地域住民等をはじめ、福祉・教育の関係機関等への意識醸成や研修の実施、支援体制の構築等により支援の充実を図ります。	○ヤングケアラー支援関係課長会議の設置・運営	152	59	153	○大阪府におけるヤングケアラー支援に向けた取組みを総合的に推進するため、ヤングケアラー支援関係課長会議を設置。（R5開催回数：2回） ○ヤングケアラー支援関連施策について庁内調査を実施。	(評価及び課題) ○関係課長会議において、国の動きや府の今後の方向性等を共有し、「ヤングケアラー支援推進指針」を策定した。 ○子どもや若者が家族の世話のために自身の可能性を諦めることなく、自分の将来を自分で切り拓いていくことが叶う社会を実現を目指す。 (今後の方向性) ○国においては、令和4年度から6年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上に取り組むことが示されていることから、府においても令和4年度から令和6年度の3年間を重点的な取組の期間とし、庁内関係部局及び市町村等と連携し、取組を進めていく。
			○ヤングケアラー支援体制強化事業	8,669	4,516	6,398	○市町村職員、SSW、CSW、民間支援団体等を対象とした研修を実施（15回）。 ○福祉専門職向けに研修として、講師派遣または資料提供を実施（49回）。 ○福祉事務所の生活保護ケースワーカー、保育所、認定こども園等の保育士等に対して、実態調査を実施し、ヤングケアラーの認知度やケースの把握状況などを調査。 ○支援策の充実として、福祉基金を活用したモデル事業を実施。11団体に助成。 意見交換会を実施し、各助成団体の取組状況を共有。 ○ヤングケアラー支援事例集、啓発チラシおよびポスターを配付（R6.2月）。	(評価及び課題) ○市町村職員等や福祉専門職に対する研修を実施するとともに、事例集等を作成し周知することで、ヤングケアラーに対する理解が深まった。今後も事例集などを活用し、支援スキルの共有を図る必要がある。 (今後の方向性) 令和6年度も引き続き、 ○社会的認知度の向上、早期発見・実態把握 ○プラットフォームの構築 ○支援策の充実に取り組む。
			○ヤングケアラー支援体制強化事業 ※専門人材等連絡協議会の実施	71,288	69,054	74,223	○府立高校を対象とした実態調査を実施し、福祉専門職に調査結果を共有し、ヤングケアラーへの支援を行った。	(評価及び課題) ○生徒と接する時間が長い教職員は、生徒の日々の変化に気付きやすく、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあることから、教職員のヤングケアラーに対する理解の促進が重要である。 (今後の方向性) ○教職員を対象としたヤングケアラー支援に関する研修を実施し、教職員の理解を促進することにより、早期発見力をより向上させ、福祉的支援を必要とする生徒を1人でも多く支援する。
			○スクールソーシャルワーカー配置事業	74,632	66,194	74,863	○政令市・中核市を除く府内全市町村のすべての中学校区に週1回SSWを配置できるよう市町村に府から補助を行った。 ○SSW連絡会や研修等を通じてヤングケアラーに対する支援の在り方を市町村教育委員会やSSWに伝え、各校での支援の充実を図った。また、ヤングケアラーの早期発見、早期把握に係るリーフレットを作成し、府域の小中学校を対象に配付した。	(評価及び課題) ○市町村教育委員会やSSWを通じて各学校でのヤングケアラーに係る理解促進することができた。 (今後の方向性) ○ヤングケアラーの早期発見、早期把握するための仕掛けや工夫が各学校で推進されるよう、SSWとともに研修等の機会の充実を図る。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度 の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
		▼ 自殺の対策については、課題を抱えた方を早期に発見できる地域づくりの推進や生活困窮者自立支援制度による本人に寄り添った支援、精神保健医療福祉に関する相談などの取組を総合的に進めます。	○自殺対策強化事業 （相談体制の整備や普及啓発、人材養成を行うとともに、市町村や民間団体への支援等により、地域の自殺対策力の強化を図る）	140,005	116,501	148,880	意見交換会を実施し、各助成団体の取組状況を共有。また、シンポジウムで取組み状況を発表。	（評価及び課題） ・30歳未満の若年層の自殺者数が増加傾向にあることから若者への自殺対策の推進が必要。 ・自殺の背景には様々な社会的要因が複雑に関係しており、社会経済情勢の変化等に応じて必要な支援を行えるよう、関連施策との連携強化を進めるとともに、市町村など関係機関と連携し、府域全体で自殺リスクを低下させるよう取組む必要がある。 （今後の方向性） ・大阪府自殺対策計画に基づき、「府内の自殺者数の減少傾向を維持する」ことを目標とし、「府民のこころの健康づくりを進める」等当面、特に集中的に取組まなければならない11の重点施策に取組む。 ・特に自殺者数が増加傾向にある若者への対策を強化する。
		▼ 依存症については、こころの健康総合センターや保健所、依存症専門相談電話などの相談支援体制の充実や、専門医療機関の選定など医療体制の確保を進めるとともに、医療、行政、民間機関、自助グループ等による連携体制を推進し、地域におけるネットワークの充実に努めます。	○こころの健康総合センター・保健所での依存症相談の実施 ○SNSによる依存症相談事業の実施 ○AIチャットボットの開設 ○ギャンブル等依存症相談支援アプリの運用 ○専門医療機関の選定 ○依存症関連機関連携会議の開催	102,498の一部	87,364の一部	122,071の一部	○依存症相談を実施した。こころの健康総合センターにおいては、令和2年5月から第2・第4土曜日に依存症専門相談を実施している。 ・相談実数 こころの健康総合センター： 787人 保健所（中核市含む）：1,071人 SNS相談「依存症ほっとライン」（相談件数：1,415件） ○依存症専門治療機関（政令市含む）16ヶ所 ○大阪府依存症関連機関連携会議を開催し（6月、3月）、依存症の本人及び家族等への支援の課題抽出、解決策の検討を行った。 ○府の保健所（全9カ所）及びこころの健康総合センターにおいて、依存症への理解と支援方法を学ぶ研修や事例検討会を実施した。（事例検討会27回、研修42回実施）	（評価及び課題） ○依存症の本人及び家族への相談支援の充実、依存症治療を行う医療機関の拡充、医療機関や依存症自助団体等のネットワークによる公民連携の強化を図った。 依存症の疑いのある人の推計数と、相談者や受診者数に差があるなか、依存症の正しい知識の普及啓発が課題である。 （今後の方向性） ○「普及啓発の強化」・「相談支援体制の強化」・「治療体制の強化」・「切れ目のない回復支援体制の強化」の4本柱に、ギャンブル等依存においては、「大阪独自の支援体制の強化」、「調査・分析の推進」、「人材の育成」を加えた7本柱でアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策を総合的かつ計画的に取組む。
31	様々な 課題などの 対応	▼ また、人権に係る問題や犯罪被害、女性・男性が直面する課題などについて、大阪府及び市町村が密接に連携し、相談支援などを行うことで、その課題解決に取り組めます。	○「人権相談・啓発等事業」（大阪府人権相談窓口） ※人権に関わる課題を有する府民からの相談に対して、課題解決に役立つ各種施策等の情報提供や事案に応じた適切な相談窓口等への紹介等を行う。	43,342の一部	43,339の一部	44,086の一部	○委託により、専門の相談員による「大阪府人権相談窓口」を開設し、府民からの人権に関する相談を受け、その課題に応じた情報の提供や相談機関の紹介を行った。 ・令和5年度 相談件数延べ3,907件 ○市町村からの要請に応じ、人権相談に関する必要な助言や支援を行った。 ・令和5年度 相談件数延べ324件	（評価及び課題） ○市町村の人権相談窓口の補完的役割を果たすとともに、専門的な対応や支援を行い、府内の相談機能の充実に努めた。 （今後の方向性） ○引き続き、「大阪府人権相談窓口」を適正に運営する。
			○障がい者差別解消総合推進事業等 ※相談、紛争の防止・解決の体制整備として、広域支援相談員を配置し、市町村の相談機関における相談事案の解決を支援するとともに、相談機関では解決が困難な広域的・専門的な相談事案等に対応する。また、大阪府障がい者差別解消協議会を設置し、障がい者差別解消の推進に関する事項を審議する。 また、差別解消に向けた啓発活動として、府民及び事業者に対する障がいの理解促進を深めるための周知・啓発を行う。	24,979	16,912	27,371	○広域支援相談員による相談対応と市町村への後方支援 ・広域支援相談員の新規相談件数は148件で、のべ1,348回の対応を行った。 ・市町村に対し、情報交換会(オンライン)や、支援地域協議会等への出講等を実施した。 ○障がい者差別解消協議会(2回)及び合議体(2回)の開催した。合議体では、広域支援相談員が受け付けた相談事例について、構成委員が助言を行うことで、事例の課題や対応等の整理を行うとともに、広域支援相談員の対応力及び調整力の向上を図った。 ○第20回共に生きる障がい者展において、障がい者サッカーを通じて、「合理的配慮の提供」についての理解を深めていただくことを目的に、フォーラム「Football For All サッカーをもっとみんなのものに 障がい者サッカーを通じて合理的配慮について学ぶ」を開催した。フォーラムでは障がい者サッカーを通じて法令や合理的配慮の必要性を学び、実際に障がい者スポーツを体験していただくことで、障がいへの理解促進を図った。その様子を撮影し、大阪府ホームページ等で動画公開した。 ○内閣府が法改正を周知するために作成したリーフレットや、「ほんま、おおきに!! ～ひろげようこころの輪～障がい理解ハンドブック」などの啓発物を印刷・配布するなど啓発活動を実施した。 ○あわせて、ヘルプマークの啓発や、府が推進する障がい理解に関する啓発事業と連携した取組みを実施した。	（評価及び課題） ○大阪府障がい者差別解消条例に基づき、相談、紛争の防止・解決の体制整備及び普及・啓発活動に取り組み、差別解消を推進している。啓発においては、令和4年度に引き続き動画の配信等による啓発に取り組んだ。今後も、より多くの方に啓発できるようオンラインの活用も含め発信方法の工夫等を行っていく。 （今後の方向性） ○令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、大阪府障がい者差別解消条例に続き、事業者による合理的配慮の提供が全国的にも法的義務となったことから、特に事業者を対象にした研修機会の拡充及び合理的配慮への取組の促進、啓発を実施する。 また、引き続き、大阪府障がい者差別解消協議会の有するネットワーク等を活用しながら、府民の障がい理解を促進し、障がいを理由とする差別的解消に取り組んでいく。 ○改正障害者差別解消法の施行に伴って改正した対応要領や対応指針の周知に努める。

第 4 期大阪府地域福祉支援計画 ＜関係事業一覧＞【令和 5 年度取組状況】							【参考 1】	
【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和 5 年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R 5 予算 (千円)	③R 5 決算 (千円)	④R 6 予算 (千円)		
			○犯罪被害者等支援事業 被害者支援に取り組む民間団体 への支援や被害者等の協力によ る啓発事業を実施する等、犯罪 被害者等が安心して暮らせるよう 支援すること及び犯罪被害者等を 支える社会づくりを柱とし、犯罪被 害者等施策を総合的に推進す る。	5,189	3,526	5,002	○「大阪府犯罪被害者等支援条例」に基づき設置した「被害者支援調整会議」 を毎月開催し、関係機関が一体となった総合的な支援を実施。また、経済的負 担の軽減を図るため、無料法律相談を実施した。 ○府営住宅への一時入居支援や民間賃貸住宅の仲介制度により犯罪被害者 等の日常生活への復帰支援を行うとともに、民間支援団体への補助、被害当事 者団体の活動支援、学校等における啓発活動を実施した。	（評価及び課題） ○関係市町村の参加、協力のもと、「被害者支援調整会議」を活用し相談者ごと に作成した支援計画による支援を行う。 引き続き、市町村等関係機関のいずれを起点にしても必要な支援が受けら れるワンストップ支援体制の強化が必要。 （今後の方向性） ○「被害者支援調整会議」の円滑な運営を推進するため、実践型研修等を活 用し市町村との連携を強化 ○府民理解の増進のための啓発活動の実施
			○「男女共同参画推進のための 相談事業」 ※女性相談	25,004 の一部	25,004 の一部	25,004 の一部	○女性が直面している様々な課題について、女性相談員による電話相談、面 接相談、SNS相談、サポートグループ、女性弁護士による法律相談の実施等 を通じて、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決 のためのサポートを行った。	（評価及び課題） ○女性相談員による各種相談事業を実施することで、必要な援助と解決の ためのサポートを行うことができた。さらに、コロナ禍において課題を抱え る女性に対する相談体制の充実を図るため、令和 3 年度から女性のための SNS相談窓口を開設した。また、市町村ブロック会議や市町村相談員を対 象に研修を行うなど、市町村と連携して課題解決に取り組んだ。男女共同 参画の視点を備えた相談員の人材育成・確保が課題。 （今後の方向性） ○引き続き、女性のための相談事業を実施する。
			○「男女共同参画推進のための 相談事業」 ※男性のための電話相談	25,004 の一部	25,004 の一部	25,004 の一部	○男性が直面している様々な課題について、男性相談員による電話相談を 実施した。	（評価及び課題） ○男性相談員による相談事業を実施することで、必要な援助と解決のため のサポートを行うことができた。男女共同参画の視点を備えた相談員の 人材育成・確保が課題。 （今後の方向性） ○引き続き、男性のための相談事業を実施する。
31	◆目標・指標 「努力義務事業実施自治体数 （全35福祉事務所設置自治体）」 【就労準備支援事業】【家計改善支援事業】 2018（H30）年度： 31 15 2021年度： 35 35 2023年度： 35 35					努力義務事業実施自治体数 （全35福祉事務所設置自治体） 【就労準備支援事業】【家計改善支援事業】 2019（R元）年度末： 33 22 2020（R 2）年度末： 34 25 2021（R 3）年度末： 35 30 2022（R 4）年度末： 35 32 2023（R 5）年度末： 35 33		
31	◆目標・指標 令和 5 年度当初に、ひきこもりの早期発見と適切な支援機関につなげる「ひきこもり支援ネットワーク」を全市町村において構築					ひきこもり支援ネットワーク構築済自治体数（全43自治体） 2021(R3)年度末： 26 2022(R4)年度末： 36 2023(R5)年度末： 40		

第 4 期大阪府地域福祉支援計画 ＜関係事業一覧＞【令和 5 年度取組状況】							【参考 1】	
【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和 5 年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R 5 予算 (千円)	③R 5 決算 (千円)	④R 6 予算 (千円)		
③災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実								
32	避難行 動支援 体制の 充実	▼ 市町村における避難行動要支援者名簿の活用や更新、個別避難計画の策定などの取組が促進されるよう、避難行動要支援者に係る研修の実施や必要に応じて助言・情報提供等のサポートを行います。	○避難行動要支援者の避難行 動支援に関する市町村の取組支 援	532	216	279	○避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成推進に資するため、以下研修等を行った。 ・市町村のマネジメントを行う部局長等を対象とした個別避難計画作成に係る研修の実施 ・自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義を実施 ・個別避難計画を作成するための人材育成研修や先行事例を共有した市町村職員や個別避難計画作成関係者を対象とした研修の実施 ・府内市町村が個別避難計画の効率的な作成の参考にすることを目的に、府内の先進事例をまとめた「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」の事例追加	（評価及び課題） ○個別避難計画作成を担当する市町村職員や避難支援を実施する者の知識の取得など、資質向上を図ることができた。また、府内の先進的な取組事例を共有することができた。 1 件以上作成済みの市町村が増えている一方で、未だに作成できていない市町も一定ある。また、依然として、避難支援を実施する者が不足しているなどの課題がある。 （今後の方向性） ○未作成の市町に対しては、個別にヒアリングするなどして事情を把握し、可能な限り早期に作成できるように個別の支援を実施する。 ○ 1 件以上作成済みの市町村に対しては、府内事例の共有を促進するなどして、取組が加速するように市町村職員向け研修を実施する。
		▼ そして、平常時における民生委員・児童委員、各コーディネーター及び地域住民等をはじめとする各主体による「見守り・発見・つなぐ」等の取組や避難訓練を通じて、災害発生時に避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難などができるよう、市町村における地域の協力体制づくりを支援します。	○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】 ※市町村は、本交付金を活用してCSW配置促進等に取り組む	901,598	897,946	901,598	○交付金を活用し、地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組等を行うCSWの配置を支援し、「見守り・発見・つなぎのネットワーク」の強化を図った。また、高齢者等の安否確認や孤立死に係る対応のほか地域住民と行政等が連携して要支援者の見守り・支援体制の構築等を行う市町村を支援した。	（評価及び課題） ○交付金を活用して、市町村において地域におけるセーフティネットの構築が進められているが、大阪府北部地震などで発災時の安否確認等に課題があることがわかった。 （今後の方向性） ○引き続き、交付金を通じて市町村におけるセーフティネットの構築を支援するとともに、市町村ヒアリングや会議等を通じて、先進事例や最新情報の提供を行っていく。 ○府危機管理室と連携し、個別計画の策定等を予定している自治体の取組状況等を把握し、先駆的な取組などをとりまとめ、府内市町村へ情報共有していく。
32	災害派遣福祉 チーム の設置	▼ 国のガイドラインに基づいて施設団体や職能団体から構成される「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を運営し、災害時における福祉専門職等による支援体制（災害派遣福祉チームDWAT）の構築を進めます。	○大阪府災害福祉広域支援ネット ワークの設置	3,514	2,902	3,902	○災害福祉支援ネットワーク構成団体等と連携のうえ、チーム員への研修等を実施し災害時における福祉支援体制の充実・強化を図った。 ・ネットワーク会議を2回開催（うち、1 回は令和 6 年能登半島地震への派遣に伴うもの） ○チーム員の養成等に向けた以下の取組みを実施 ・3 府県合同養成研修 2 回（34名受講済み） ・ステップアップ研修 2 回（57名受講済み） ・コーディネーター研修 1 回（13名受講済み） ・枚方市総合防災訓練への参加（北河内圏域チーム員 4 名） ・池田市伏尾台総合防災訓練への参加（豊能圏域チーム員 4 名） ○DWA T チーム員への必要な情報の発信（随時） ○令和 6 年能登半島地震への大阪DWATチーム員派遣（38名）	（評価及び課題） ○災害福祉支援ネットワーク参画団体との連携を強化した。 ○DWA T 構成メンバー養成・確保の取組を行った。 （今後の方向性） ○引き続き、大阪DWA T 等への研修や訓練等の実施により、災害時における福祉支援体制の充実・強化を図っていく。
32	社会福祉施設 における 災害対策	▼ 社会福祉施設の耐震化や津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施や災害時の施設間応援協定の締結等の促進を働きかけます。	○社会福祉施設等における災害 への備えに関する情報の周知	0	0	0	○国補助制度の周知や活用を図りながら、社会福祉施設の耐震化の促進を図った。 ○各施設間における応援協定が締結されるよう、「社会福祉施設における災害時の施設間応援協定締結のためのガイドライン」を周知啓発した。 ○施設集団指導時や府社会福祉協議会施設部会等において、社会福祉施設等における災害への備えについて啓発を実施した。	（評価及び課題） ○社会福祉施設等への啓発や働きかけについて予定通り対応できた。 （今後の方向性） ○社会福祉施設等における災害への備えが進むよう引き続き周知啓発及び働きかけを実施していく。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度 の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
32	◆目標・指標 ◆市町村や関係機関等と連携し、平常時からの見守り等の取組を通じた災害時における円滑な安否確認の方法などについて、地域実情を踏まえて検討します。 ◆特に災害リスクが高いエリアに居住されている住民について、災害対策基本法改正から概ね5年以内の個別避難計画の作成をめざす市町村を支援します。						○避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成推進に資するため、以下研修等を行った。 ・市町村のマネジメントを行う部局長等を対象とした個別避難計画作成に係る研修の実施 ・自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義を実施 ・個別避難計画を作成するための人材育成研修や先行事例を共有した市町村職員や個別避難計画作成関係者を対象とした研修の実施 ・府内市町村が個別避難計画の効率的な作成の参考にすることを目的に、府内の先進事例をまとめた「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」の事例追加	（評価及び課題） ○個別避難計画作成を担当する市町村職員や避難支援を実施する者の知識の取得など、資質向上を図ることができた。また、府内の先進的な取組事例を共有することができた。 1件以上作成済みの市町村が増えている一方で、未だに作成できていない市町も一定ある。また、依然として、避難支援を実施する者が不足しているなどの課題がある。 （今後の方向性） ○未作成の市町に対しては、個別にヒアリングするなどして事情を把握し、可能な限り早期に作成できるように個別の支援を実施する。 ○1件以上作成済みの市町村に対しては、府内事例の共有を促進するなどして、取組が加速するように市町村職員向け研修を実施する。

（2）地域における権利擁護の推進

①虐待やDV防止に向けた地域における取組の推進

36	地域における理解促進等	▼地域住民等や民生委員・児童委員などを対象に、虐待やDVへの理解促進や相談窓口等の周知を徹底するとともに、普及啓発等を行うことにより、地域における虐待やDVの防止及び早期発見機能の強化を図ります。	○高齢者虐待については、市町村が対応主体となっているため、ホームページで相談窓口等の周知を実施	0	0	0	○ホームページで高齢者虐待の相談窓口等を周知した。また、研修等の場を活用し、高齢者虐待防止についての啓発を行うことにより、高齢者虐待の予防及び早期発見・早期対応の強化を図った。	（評価及び課題） ○高齢者虐待は、「虐待の複雑化」や「支援の多様化・長期化」が課題となっており、地域での理解や認識をより深めていく必要がある。 （今後の方向性） ○研修や会議等で、高齢者虐待の予防や早期発見の啓発を行うとともに、高齢者虐待の市町村の窓口等についても周知していく。
			○障がい者虐待については、市町村が対応主体となっているため、ホームページで相談窓口等の周知を実施	262	0	171	○ホームページで各市町村の相談窓口等を掲載するとともに、リーフレットにより周知を行った。 ○当事者向け虐待防止リーフレット「少し勇気を出して、相談してみませんか」を増刷	（評価及び課題） ○随時適切な周知を行っている。 （今後の方向性） ○今後とも、府民に対し周知を行っていく。
			○民間団体と連携し、児童相談所全国共通ダイヤル（189）の周知、児童虐待防止推進月間（11月）におけるオレンジリボンキャンペーンの実施、「女性に対する暴力をなくす」キャンペーンの実施	4217	3995	4,217	○虐待に気づいたら、ためらわずに通告していただくとともに、周囲の子どもたちに関心を持ち、子育て世帯を見守り応援する機運が醸成されるよう、以下のとおり市町村や関係・協力団体と連携しながら、集中的な広報啓発活動に取組んだ。 ・ガンバ大阪及び大阪ラヴィッツ選手のメッセージ動画 ・ガンバ大阪及び大阪ラヴィッツの試合の際にブースを出展し、啓発物品を配布 ・デジタルサイネージによる広報啓発 ・オレンジライトアップ等	（評価及び課題） ○児童虐待防止に向け、積極的な広報啓発活動を実施できた。 （今後の方向性） ○ひとりでも多くの府民の方に、児童虐待防止のために何ができるのかを考え、行動する機運を高めていただくために、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を11月を中心に実施していく。
			○「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるキャンペーン等の啓発活動の実施 ○ホームページで相談窓口等の周知を実施	173	77	173	○女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発事業を実施した。 ・パープルリボンキャンペーン、パープルライトアップ等の実施 ・ホームページで相談窓口の周知を実施 ・リーフレットの配付などで相談窓口等を周知	（評価及び課題） ○女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発事業を実施することにより、広く府民に機運の醸成と相談窓口の周知徹底を図ることができた。 （今後の方向性） ○引き続き、啓発事業の実施や、相談窓口の周知徹底を図る。
			○民生委員・児童委員研修【再掲】※本予算を活用して実施	6,211	6,211	6,211	○府が大阪府社会福祉協議会に委託し、新任の民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、児童虐待の現状や課題、並びに虐待等に対するアプローチ、対応方法等について研修を実施。	（評価及び課題） ○研修により虐待やDVへの理解促進並びに民生委員・児童委員としての関わり方、援助方法について周知、啓発ができた。 （今後の方向性） ○引き続き、地域における虐待やDVの防止及び早期発見機能の強化を図るための研修を行う。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度 の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
36	相談機能の強化と関係機関の連携	▼ 虐待やDVの防止及び早期発見を図るには、専門的な知識・ノウハウの習得や関係機関の連携が進むよう、各相談機関や施設等の従事者や、行政職員等に対する研修を実施し、相談機能の強化等を図ります。	○施設従事者に対する虐待防止研修や実地指導の実施 ○高齢者虐待への対応を行う市町村や地域包括支援センターの職員に虐待対応力を向上させるための研修を実施	2,460	2,316	2,460	○市町村や地域包括支援センターの職員を対象に、基礎研修(受講者数311名)・スキルアップ研修(受講者数120名)・管理職研修(受講者数34名)を実施した。 ○養介護施設従事者等を対象とした高齢者虐待防止研修として、管理者向け研修（受講者数52名）、現場リーダー研修（受講者数80名）を実施した。	（評価及び課題） ○養介護施設従事者等による高齢者虐待において、職員の教育・知識・介護技術等に関する問題が最も多い虐待の発生要因となっており、職員の対応力向上や施設・組織内での体制整備が重要となっている。また、高齢者虐待において、相談通報件数は増加傾向にあり、高齢者虐待に対応する市町村職員等の対応力を向上させる必要がある。 （今後の方向性） ○養介護施設従事者等の職員の対応力の向上や組織内での体制整備のため、研修を実施する。また、市町村職員等の対応力の向上や高齢者虐待の未然防止を図るため、体系的に研修を実施する。
			○障がい児者虐待防止支援事業 ・障がい福祉サービス事業所向け研修の実施 ・障がい者虐待防止担当市町村職員向け研修の実施	2,456	1,504	2,386	○障がい福祉サービス事業所向け研修として講義については動画配信し、集合形式で演習を実施した。 ○学識者、弁護士、社会福祉士、法医学解剖医等の様々な講師を招き、市町村職員向け研修として、令和5年度は初任者向け研修を2回（講義動画配信・集合形式での演習）、管理職向け研修（集合形式での講義・意見交換）、現任者向け研修（講義動画配信・集合形式での講義、演習）を圏域別で3回実施した。	（評価及び課題） ○研修の対象者別に内容を精査するなど、対象者別に適切な研修を実施している。 （今後の方向性） ○令和6年度より国から研修カリキュラムの提示があり、そのカリキュラムを活用しながら府独自の研修も実施していく。今後とも、障がい福祉サービス事業所職員や市町村職員に対し研修を実施することで、障がい者虐待の対応力の向上や障がい者虐待の未然防止を図る。 ○講義はYouTubeによる動画配信を行い、演習は集合形式で行っていく。
			○市町村職員の子ども家庭センターへの受入れ研修の実施	0	0	0	○子ども家庭センターでの受入研修：25市町51人に実施	（評価及び課題） ○市町村の体制強化のために前年より多くの市町村職員を受入れ、研修することができた。 （今後の方向性） ○これまで未実施の市町村にも働きかけながら、子ども家庭センターでの受入研修を実施していく。
36	市町村への広域的・専門的支援	▼ 虐待やDV事案に対して適切かつ迅速に対応するため、地域住民等をはじめ、警察や福祉・教育等の関係機関、専門職等の関係団体及び行政機関等との連携の強化を図るとともに、重篤なケース等への対応及び対応困難事例への助言等を行う専門性を強化し、市町村を支援します。	○施設従事者に対する虐待防止研修や実地指導の実施 ・困難事案に関し弁護士・社会福祉士の専門職チーム派遣の実施 ・市町村担当者と情報共有のための連絡会を実施	3,260	2,857	3,635	○市町村への技術的支援として、高齢者虐待事案に対して、府に配置した専門相談員による相談・助言を行うとともに、必要に応じて弁護士・社会福祉士からなる専門職チームを派遣し助言等を行うなど、市町村が適切な対応ができるよう支援した。 ・専門職チームの派遣 1回 ○高齢者虐待対応を行う市町村が、府内の支援状況や課題の共有を図るため、高齢者虐待対応市町村担当者連絡会（出席者28名）を開催した。	（評価及び課題） ○地域によって対応や体制整備に差が出ないよう、市町村間における連携強化、またノウハウの共有を支援していく必要がある。 （今後の方向性） ○市町村における高齢者虐待防止体制整備が強化促進されるよう、事案に関する相談に対して、専門相談員による助言等を行うとともに、必要に応じ弁護士・社会福祉士からなる専門職チームの派遣を行う等、市町村における困難事例への支援を行う。また、市町村間の連携強化や支援状況の共有のため、市町村の担当者連絡会を開催する。
			○専門性強化事業による対応や判断の困難な個別ケースへの助言	300	71	300	○市町村からの依頼に応じ、弁護士・社会福祉士の派遣を行い、対応困難な個別ケースに助言を行った。（実績：2回）	（評価及び課題） ○対応困難なケースに適切に助言を行っている。 （今後の方向性） ○今後とも、市町村が事業を活用できるよう周知を図り、依頼に応じ必要な助言を行っていく。
			○市町村職員の子ども家庭センターへの受入れ研修の実施	0	0	0	○子ども家庭センターでの受入研修：25市町51人に実施【再掲】	（評価及び課題） ○市町村の体制強化のために前年より多くの市町村職員を受入れ、研修することができた。【再掲】 （今後の方向性） ○これまで未実施の市町村にも働きかけながら、子ども家庭センターでの受入研修を実施していく。【再掲】

【1】 頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
②成年後見制度等の利用促進								
40	地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置	▼ 成年後見制度の取組をより進めるため、市町村の取組状況を把握し、必要に応じた助言や調整を行うとともに、専門職団体、府社協、市町村・市町村社協等との連携を図り、市町村において地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置がなされるよう支援します。	○地域権利擁護総合推進事業	36,557	35,597	36,490	○昨年度に引き続き、「大阪府成年後見制度利用促進研究会」において意見聴取を行い（1回・8月）、大阪府における成年後見制度利用促進に係る体制整備に向けた取組方針及び大阪府域の担い手の育成方針を策定した。 ○地域連携ネットワーク及び中核機関の設置等について、テーマ別市町村意見交換会や整備済み及び整備予定市町村を対象とした連絡会を実施し、その必要性や各市町村の取組方策などを共有した。 ○市町村等の成年後見制度の利用促進にかかる機能整備及び地域連携ネットワークづくりへの支援、助言を行うため、「大阪府成年後見制度利用促進専門員派遣事業」を実施した。	（評価及び課題） ○市町村の実状により、地域連携ネットワークづくりが進まない。 （今後の方向性） ○地域福祉支援計画と一体的・継続的に検討を進めるため、「大阪府成年後見制度利用促進研究会」の枠組みを発展させた「大阪府権利擁護支援体制推進分科会」を立ち上げ、引き続き専門職団体・当事者団体等から意見を聴取するとともに、府方針に基づき検討を進める。 ○市町村ブロック別・テーマ別意見交換会を開催し、国の第二期基本計画における市町村の役割について理解を促すとともに、地域連携ネットワークの構築を促進する。市町村と家庭裁判所や専門職団体の間のつなぎ役として、連携の促進を行う。
	権利擁護事業の環境整備	▼ 地域の相談機関において、対応が困難なケースについては、大阪後見支援センターに設置するスーパーバイザーが相談に応じることができるよう、その環境整備に努めます。 市町村職員を対象とした市町村長申立ての実務研修や、相談対応業務に係る実践的研修を実施し、人材の資質向上につながる市町村支援を実施していきます。 また、市町村に対して、地域包括支援センター（※）や市町村社協等との連携を強化し、市町村長申立てを必要とする人の把握や、申立てに要する費用・報酬等の助成にかかる成年後見制度利用支援事業の適切な実施について、働きかけます。	○地域権利擁護総合推進事業（旧 地域福祉スーパーバイズ事業）【再掲】	36,557	35,597	36,490	○権利擁護相談に係るスーパーバイズ事業 電話相談件数・・・349件 専門相談件数・・・22件 ○市町村担当者のための権利擁護研修の実施 ・成年後見制度市町村長申立研修 ・相談実務担当者のための権利擁護実務初任者研修 ・実務者のための事例検討会 ・権利擁護に係る意思決定支援研修会	（評価及び課題） ○地域の権利擁護機関に対し電話相談及び専門相談により適切に支援できている。 （今後の方向性） ○利用促進を進めるにあたり、人材の資質向上や専門職支援は必要なため引き続き実施する。
			○成年後見制度利用支援事業	6,037,389 （地域支援事業交付金総額）	6,007,406 （地域支援事業交付金総額）	6,192,930 （地域支援事業交付金総額）	○市町村に対し、成年後見制度の利用促進に繋がる研修に関する周知、情報提供を行った。	（評価及び課題） ○随時、適切な情報提供を行っている。 （今後の方向性） ○今後とも、市町村に対し情報提供を行っていく。
			○成年後見制度利用支援事業	0	0	0	○市町村（障がい福祉主幹課）に対し、成年後見制度利用支援事業の利用促進に向け、研修案内等の周知を行った。	（評価及び課題） ○随時、適切な情報提供を行っている。 （今後の方向性） ○今後とも、市町村に対し情報提供を行っていく。
	成年後見制度の担い手確保	▼ これまでは、主に親族や専門職後見人が制度を担ってきました。今後は、成年後見制度の担い手の確保の観点から、幅広く地域住民の参画が可能となるよう、市町村及び市町村社協とともに、判断能力が十分でない認知症高齢者等の身上保護（※）や財産管理等の担い手である市民後見人の養成に努めます。 ▼ 府域のどの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村に対して、市民後見人の養成事業への参画の促進や、市町村社協等が実施する法人後見の取組を支援する研修事業等を実施します。また、全市町村において、地域の実情を踏まえた効果的な制度の担い手の確保方策が進むよう、市町村や幅広い専門的職能団体等の意見も伺いながら、新たなモデルづくりを進めていきます。	○権利擁護人材育成事業（市民後見人の養成等）	25,494	25,492	25,120	○地域医療介護総合確保基金の事業メニューである「権利擁護人材育成事業」を活用し、市民後見人の養成等に取り組む市町に対し財政支援を行った。 ・実施市町村数：23市町（政令市含む） ※ H30（23市町） ○法人後見専門職員を養成するための研修を開催した。（1回：1月）	（評価及び課題） ○市民後見人の養成に取り組む市町村が、H30年（23市町）以降増えていない。 （今後の方向性） ○R6に設置する「大阪府権利擁護支援体制推進分科会」においても、専門職団体・当事者団体等から意見を聴取し、大阪府域の担い手の育成方針に基づく検討を行う。 ○市民後見人の受任促進に向け、専門職後見人から適切な段階で市民後見人に引き継ぐ、いわゆるリレー方式を、関係機関と連携し推進する。 ○「地域における公益的な取組」としての法人後見の受任に向け、専門職団体・府社協・市町村中核機関等と連携を図り、円滑に実施する。

第 4 期大阪府地域福祉支援計画 ＜関係事業一覧＞【令和 5 年度取組状況】							【参考 1】	
【1】 頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和 5 年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と今後の方向性
			①事業等	②R5 予算 (千円)	③R5 決算 (千円)	④R 6 予算 (千円)		
40	日常生活自立支援事業の待機者解消・成年後見制度の利用促進	▼ 日常生活自立支援事業における利用者・待機者の増加に対応するため、大阪後見支援センターや市町村、市町村社協等と連携を図り、待機者を解消した市町村等の好事例の研究・普及促進と併せ、成年後見制度への移行など、利用者の状態に適した制度利用の促進を図ります。	○地域権利擁護総合推進事業（旧 大阪後見支援センター運営事業費補助金）【再掲】 ○日常生活自立支援事業費補助金	36,557	35,597	36,490	○市町村社協職員向けの研修を実施し、権利擁護にかかる制度理解を深めた。 また、担当者間の連携を図るため担当者会議を実施。 ・日常生活自立支援事業実施機関新任職員研修（2回） ・日常生活自立支援事業生活支援員会議・担当者会議（5回） ○利用実績（R5年度末現在） ・利用契約者数 2,922名 ・待機者数 166名	（評価及び課題） ○今後、更なる利用希望者の増加が見込まれることから、引き続き待機者解消に向けた取り組みが必要。 （今後の方向性） ○利用者や待機者の増加に対応できるよう、好事例等の情報提供を行うとともに、成年後見制度への円滑な利用促進を図る。
	日常生活自立支援事業に係る国への働きかけ	▼ 日常生活自立支援事業の持続的かつ円滑な運営が可能となるよう、安定的な財源確保や大阪府と市町村の役割分担の明確化等の制度改革を国へ働きかけます。	○日常生活自立支援事業費補助金【再掲】	324,108	319,257	325,436	○全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会及び部単独要望等により国へ働きかけを行った。	（評価及び課題） ○安定的な制度運営が必要。 （今後の方向性） ○継続して要望を行う。
41	◆目標・指標 「◆地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置に向けて、モデル検討等を行うとともに、2021年度までに全市町村が事業に着手するよう、各種の取組を検討します。」						○大阪府域の担い手の育成方針・市町村に対する体制整備支援の方針策定に向けた意見聴取のため、「大阪府成年後見制度利用促進研究会」を開催した（1回・8月）。 ○地域連携ネットワーク及び中核機関の設置等について、テーマ別市町村意見交換会や整備済み及び整備予定市町村を対象とした連絡会を実施し、その必要性や各市町村の取組方策などを共有した。 ○市町村等の成年後見制度の利用促進にかかる機能整備及び地域連携ネットワークづくりへの支援、助言を行うため、「大阪府成年後見制度利用促進専門員派遣事業」を実施した。	（評価及び課題） ○市町村の実状により、地域連携ネットワークづくりが進まない。 （今後の方向性） ○地域福祉支援計画と一体的・継続的に検討を進めるため、「大阪府成年後見制度利用促進研究会」の枠組みを発展させた「大阪府権利擁護支援体制推進分科会」を立ち上げ、引き続き専門職団体・当事者団体等から意見を聴取するとともに、府方針に基づき検討を進める。 ○市町村ブロック別・テーマ別意見交換会を開催し、国の第二期基本計画における市町村の役割について理解を促すとともに、地域連携ネットワークの構築を促進する。市町村と家庭裁判所や専門職団体の間のつなぎ役として、連携の促進を行う。
41	◆目標・指標「成年後見制度の担い手確保」 2018（H30）年度：26市町村 2021年度：34市町村 2023年度：全市町村						成年後見制度の担い手確保 2023（R5）年度末：26市町 ※うち「市民後見人養成に参画する市町村数」：23市町	
41	◆目標・指標「日常生活自立支援事業の待機者数（待機者ゼロ）」※政令市除く 2017（H29）年度：114名 2021年度：待機者ゼロ 2023年度：待機者ゼロ						日常生活自立支援事業の待機者数（待機者ゼロ）※政令市除く 2023（R5）年度末：166名	

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
③消費者被害等の未然防止								
42	消費者被害等の未然防止	▼ 消費者被害等を未然に防止するため、警察や市町村、関係機関等と連携し、被害を防ぐ方法等の効果的かつ適切な情報提供を地域住民等に行うなど、啓発に努めます。	・府政だよりによる啓発	4,800	4,800	4,800	○府政だより10月号に高齢消費者の被害の未然防止、拡大防止に係る記事を掲載した。	（評価及び課題） ○府政だよりは紙媒体で全戸配布されるので、高齢消費者に対する注意喚起として有効なツールといえる。トイレ修理に関するトラブルについて、相談事例とアドバイスを紹介した。府内の高齢者から寄せられた相談内容や相談件数を分析してテーマを選択することにより、実態に即した注意喚起を行うことができた。 一方で消費者被害は多様化・複雑化をしており、効果的な紙面の内容について毎年度検討していくことが必要。 （今後の方向性） ○引き続き府政だよりの紙面を確保し、記事の掲載を行う。
		▼ 高齢者や障がい者等に対し、家族や地域における身近な支援者、事業者等が見守り、その変化に気づき、相談機関等に適切につなぐことなどにより、被害を未然に防止することができるよう、福祉分野の関係者や関係機関、事業者等と連携を図るとともに、支援者向けの講座の開催や高齢者の見守りボランティアの養成等を実施します。また、見守りネットワークに関する情報提供等、市町村職員を対象とした研修の開催により、市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設置促進に向けて支援を行い、「見守り」の強化を図ります。	○「高齢者の見守り体制の構築」 ・見守り者向け講座の開催 ・高齢者の見守りボランティアの養成等 ・福祉部等と連携した見守り強化 ・市町村職員研修会の開催	9,057	9,057	10,303	○府政だより10月号に掲載した記事の抜き刷り版を10,000部作成し、府内の市町村や包括連携協定企業等を通じて府民に配布を行った。 ○「見守り者向けハンドブック」について、福祉部局を通じて福祉関係者等に配布を行った。また、「見守り者向けポスター」については、高齢者の見守りに関する事業者（スーパーやコンビニの従業員等）に配布を行った。さらに、見守り者向けに高齢者等を見守る際のポイントと高齢者に特に多い消費者被害の事例やその対応策をわかりやすく紹介した動画をハンドブック等とあわせて周知することにより、見守り活動の充実を図った。 ○高齢者の見守りボランティア「消費のサポーター」を養成し、自治会や老人クラブの集まり等に派遣しミニ講座や消費者啓発への協力を行った。（登録者：145名 派遣：107回） ○市町村行政職員研修会において、他府県における「消費者安全確保地域協議会」の活動状況、取組み事例を紹介するとともに、見守り活動推進のための研修会を開催し、市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設置に向けた支援を実施した。	（評価及び課題） ○福祉部等の関連部局や民間企業を通じて啓発資料を広く配布するとともに、地域における見守り活動について幅広い方面からの支援を行った。 （今後の方向性） ○引き続き、福祉部等の関連部局や民間企業と連携し、高齢者・障がい者へ見守りを強化していく。また、市町村に対し、地域の見守りを行う組織として有効な「消費者安全確保地域協議会」の設置を促す。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
（3）地域福祉を担う多様な人づくり								
①地域づくりにつながる人づくり								
45	ボランティ ア等の参 加促進	▼ 府社協や市町村社協と連携し、福祉・ボランティアに関するニーズや取組状況等のきめ細かな情報提供を行い、地域における福祉活動への参加促進や交流の機会拡大、災害時ボランティアコーディネーター研修に向けた取組を推進します。	○ボランティア関連事業に関する 情報提供	0	0	0	○ボランティア関連情報を広く府民に情報提供するため、府各部局及び府内市町村において実施予定のボランティアに関する取組内容を集約し、男女参画・府民協働課のホームページに掲載した。	（評価及び課題） ○ホームページの掲載内容を精査し、より閲覧者の利便性を高めることができた。 （今後の方向性） ○引き続きホームページにより情報提供を行うとともに、府社協等と連携し、更なる情報発信を行っていく。
			○災害時ボランティアコーディネー ター研修開催	462,000	462,000	462,000	○大阪府から大阪府社会福祉協議会に対して、常設型の府災害ボランティアセンターの運営費用について補助金を支出している。 ○府災害ボランティアセンターにおいて、毎年実施している「災害時ボランティアコーディネーター研修」については、R3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインでの開催だったが、R4年度、R5年度については実地にて開催した。 ○大阪災害支援活動連携会議を年3回開催し、日本赤十字社や社会福祉協議会等と災害時の活動に向けた連携を図るとともに、災害対応に関する情報提供等を行った。 ○台風訓練の見学を行い、各団体の対応を検証していただいた。	（評価及び課題） ○社会福祉協議会や各団体との顔の見える関係を構築し、課題解決に向けた協議や情報共有が可能となってきた。 ○台風訓練の見学を踏まえ今後は、実際に訓練に参加していただき、発災時の対応や連携方法についてさらに協議していく。 （今後の方向性） ○災害時の府社協・市町村・市町村社協との連携に向けた府社協の取組推進。 ○関係団体と連携した災害時ボランティアコーディネーター研修の実施。 ○研修・訓練に参加し、課題の抽出及び解決を図る。
45	ボランティ アの養成 等	▼ こうしたボランティア体験や交流活動の推進、地域課題に応じた養成研修等を通じて、地域に根付いたボランティアの養成に係る取組を促進します。	○ボランティアコーディネーター設置 事業	2,059	2,059	2,059	○地域のボランティアコーディネーターの人材養成や府民のボランティア活動への参加促進、機関誌やHPによる広報を行う大阪府社会福祉協議会の「ボランティアコーディネーター設置事業」を支援することにより、大阪府ボランティア・市民活動センターの機能強化を図った。	（評価及び課題） ○地域におけるボランティアコーディネーターの養成や、府民のボランティア活動に対する関心を高め、参加意欲の促進を図ることができた。 （今後の方向性） ○大阪府ボランティア・市民活動センター機能を強化し、府民のボランティア活動に対する関心を高めるため、引き続き、「ボランティアコーディネーター設置事業」を支援していく。
45	ボランティ ア等との 福祉協 働	▼ ボランティア等への周知・啓発を行うことにより、福祉協働への参加を促進するとともに、資質の向上を図るため、研修等を行うことを促進します。	○ボランティアコーディネーター設置 事業【再掲】	2,059	2,059	2,059	○地域のボランティアコーディネーターの人材養成や府民のボランティア活動への参加促進、機関誌やHPによる広報を行う大阪府社会福祉協議会の「ボランティアコーディネーター設置事業」を支援することにより、大阪府ボランティア・市民活動センターの機能強化を図った。	（評価及び課題） ○地域におけるボランティアコーディネーターの養成や、府民のボランティア活動に対する関心を高め、参加意欲の促進を図ることができた。 （今後の方向性） ○大阪府ボランティア・市民活動センター機能を強化し、府民のボランティア活動に対する関心を高めるため、引き続き、「ボランティアコーディネーター設置事業」を支援していく。
			○人権教育啓発費の一部	299	281	299	○PTA及び地域活動に参加するボランティア等の人権に対する意識の向上を図るため、地域教育振興課にて人権教育地区別セミナーを実施している。 ・府内5か所で計6回実施、参加人数 計65人	（評価及び課題） ○府内各地区でセミナーを行うことにより、参加機会の充実を図ることができた。また、意見交換ができて、様々な考えに気づくことができた等の感想を聞くことができた。（アンケート結果・感想より） （今後の方向性） ○地域活動に参加するPTAやボランティア等の自主的な取組につながるよう、より時宜を得たテーマを設定することにより参加者を増やし、参加者の人権に対する意識の向上を図っていく。

第 4 期大阪府地域福祉支援計画 ＜関係事業一覧＞【令和 5 年度取組状況】							【参考 1】	
【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和 5 年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R 5 予算 (千円)	③R 5 決算 (千円)	④R 6 予算 (千円)		
	ボランティ アの参画 機会創 出	▼ 支援を受けながら社会への参画をめざす人などに対しては、その状況に応じた支援を通じて、ボランティアへの参画機会の創出を促進します。	○ボランティアコーディネーター設置事業【再掲】	2,059	2,059	2,059	○地域のボランティアコーディネーターの人材養成や府民のボランティア活動への参加促進、機関誌やHPによる広報を行う大阪府社会福祉協議会の「ボランティアコーディネーター設置事業」を支援することにより、大阪府ボランティア・市民活動センターの機能強化を図った。	（評価及び課題） ○地域におけるボランティアコーディネーターの養成や、府民のボランティア活動に対する関心を高め、参加意欲の促進を図ることができた。 （今後の方向性） ○大阪府ボランティア・市民活動センター機能を強化し、府民のボランティア活動に対する関心を高めるため、引き続き、「ボランティアコーディネーター設置事業」を支援していく。
45	福祉・ボ ランティア 教育の 推進	▼ 小・中学校や高等学校において、福祉に関する学習や福祉施設への訪問による体験学習など、福祉・ボランティア教育を推進するとともに、福祉教育に携わる教員の資質向上を促進します。	○小・中学校における福祉・ボランティア活動の実施	0	0	0	＜小・中学校における取組み＞ ○各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において、すべての小・中学校で福祉・ボランティアに係る様々な活動を実施している（令和5年度実績：福祉・ボランティアにかかわる実施状況調査より）。 ・地域の高齢者宅への訪問や学校行事への招待等 小学校 594校中187校（31.4％）、中学校 285校中40校（14％） ・高齢者施設への訪問・交流 小学校 594校中54校(9％)、中学校 285校中36校(12.6％) ・障がい者施設への訪問・交流 小学校 594校中46校(7.7％)、中学校 285校中31校(10.9％) ・障がいにに関する聞き取り学習 小学校 594校中178校(30％)、中学校 285校中76校(26.7％) ・障がい者を講師として講演会を実施 小学校 594校中184校(31％)、中学校 285校中83校(29.1％) ○出会いや体験活動などを通して、学んだことが身近にいる障がいのある仲間や高齢者等への理解、思いやりにつながるような取組みを進めるポイントや学校の取組み事例を掲載した冊子「福祉教育指導資料集『ぬくもり』」を、研修会等において周知することにより、各学校の福祉・ボランティア教育の推進を図っている。	（評価及び課題） ○すべての小・中学校で、福祉・ボランティアにかかわる活動を実施できた。また、福祉・ボランティア教育のための体験活動についても、継続して取り組むことができている。 令和3・4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で、施設等への訪問を実施する学校は減少していたが、5類感染症へ移行後は再開する学校が増え、令和5年度には施設等への訪問を実施する学校が増加した。リモートでオンライン会議システム等を活用して施設の訪問や交流、聞き取り学習を実施した学校もあり、学校の状況に応じて取+J113組みが実施されている。 （今後の方向性） ○障がい理解教育研修会等において、引き続き福祉教育指導資料集「ぬくもり」の活用を促すことにより、福祉・ボランティア教育の充実を図る。
			○高等学校における福祉・ボランティア活動の実施	0	0	0	《教育センターにおける取組み》 ○小・中学校初任者研修の一部について、各地域の実態に応じた福祉・ボランティア教育の推進に資する研修の実施を、各市町村教育委員会に委任した。	（評価及び課題） ○福祉施設での体験活動など、各市町村の実態に応じて研修を実施。ただし、体験活動については、受け入れ可能な施設の確保が課題。 （今後の方向性） ○各地域の実態に応じて福祉・ボランティア教育の推進に資する研修の実施に向けて、各市町村教育委員会と連携を図る。
			○地域福祉推進審議会等運営事業【再掲】 ○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】	1,530 901,598	671 897,946	1,530 901,598	○市町村地域福祉担当課長会議において、包括的支援体制整備の構築や府地域福祉支援計画の説明を通じて、地域づくりにつながる人材の育成に向けて様々な世代が一緒になり学び合える場の必要性等について説明した。 ※本交付金の活用により、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情や住民ニーズに沿った施策を立案、推進することを支援している。	（評価及び課題） ○各校の実情に応じて、総合的な探究の時間やホームルーム、また教科・科目において福祉に関する学習は進められている。 （課題及び今後の方向性） ○福祉教育の推進には、体験活動の受け入れをはじめ地域の協力が欠かせない。学校の教育内容を教育委員会のウェブページ等を通じて公開するなど、地域における学校の信頼づくりを進めるため、学校の情報を発信することに努める。
	地域づく りにつな がる人材 の育成	▼ 地域において、見守り・声かけ訪問活動や、高齢者などのサロン活動、ミニデイサービス活動、子育て支援活動などの地域福祉を支える、あるいはまちづくりを担う人材を育成するため、地域の子どもから高齢者まで様々な世代が一緒になり、学び合えるよう、取り組みます。					（評価及び課題） ○地域における担い手不足・人材不足の中で、地域づくりにつながる人材の育成が求められている。 （今後の方向性） ○市町村訪問や会議等を通じて、先進事例や最新情報の提供を行うとともに、本交付金による財政支援を行っていく。	

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
②民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり								
46	民生委員・児童委員の担い手確保	▼ 民生委員・児童委員がさらに活動しやすい環境づくりに向けて、市町村と連携を図りながら、その役割や活動内容の積極的なPRを行うなど、広報・啓発を進めるとともに、若い世代等、新たな担い手の確保に努めます。	○民生委員関係事業 ○民生委員協議会事務局運営	275,648 8,674	268,271 8,674	276,069 8,674	○令和4年に改正した、国基準よりも緩和した年齢要件等を採用する「大阪府民生委員・児童委員推薦要領」に基づき、民生委員・児童委員候補者の推薦を行った。 ○1期目の民生委員が抱える活動に対する悩み等により、活動を継続するのが困難になってしまう「1期目の壁」に対応するため、1～2期目中の民生委員を対象としたフォローアップ研修を引き続き実施した。 ○企業等と連携し、民生委員制度や活動内容の認知度向上のために府民児協連と共同で令和4年度に作成した広報用チラシを府内コンビニに配架するとともに、生活協同組合の広報誌に民生委員・児童委員に関する記事を掲載した。	（評価及び課題） ○民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦要件を緩和することで、新たな担い手を確保することができているが、依然、欠員が常態化・長期化している。 ○フォローアップ研修は、新任民生委員同士が課題を共有し、意見交換を行うことで、活動に対する悩み等の解消に繋がるなど、「1期目の壁」の解消に向けた有効な実施となった。 （今後の方向性） ○引き続き、市町村や関係機関と連携し、推薦要件の見直しなど、新たな担い手を確保するための方策を検討していく。 ○民生委員活動の継続促進のため、引き続きフォローアップ研修を実施する。 ○ICTを活用した民生委員活動の負担軽減に向け、福祉基金を活用した取り組みを支援するとともに、他への展開についての検討を行う。 ○民生委員制度や活動内容の認知度向上のため、ムービー等の広報媒体を引き続き活用し、広報活動を展開するとともに、企業等と連携した広報活動に取り組む。
	民生委員・児童委員の資質向上	▼ 新たな地域生活課題への対応や災害時の要支援者への円滑な支援等を図るため、民生委員・児童委員の資質向上、役割の明確化、幅広い知識の習得等のための研修内容の充実を図ります。	○民生委員・児童委員研修【再掲】	6,211	6,211	6,211	○民生委員・児童委員及び主任児童委員に対する研修を実施し、民生委員・児童委員の資質の向上を図った。また、研修を実施（委託）する大阪府社会福祉協議会と連携を図りながら、研修内容の充実を図った。	（評価及び課題） ○社会情勢や福祉環境の変化に伴った研修を計画、実施し、民生委員・児童委員の資質向上を図った。 （今後の方向性） ○地域の様々な福祉課題に対応できるように、民生委員・児童委員の資質の向上を図るための研修を行う。
	民生委員・児童委員と関係機関とのネットワークづくり	▼ 民生委員・児童委員が、身近な支援者として地域生活課題の発見と、相談・見守り・援助を、一層、的確に行うことができるよう、市町村とともに、CSWや地域包括支援センター（※）等の関係機関とのネットワークづくりを促進します。	○民生委員・児童委員研修【再掲】	6,211	6,211	6,211	○民生委員・児童委員を対象にした研修において、地域の様々な課題に関する内容を学ぶ中でCSWや地域包括支援センター等、関係機関との連携について理解を深めた。	（評価及び課題） ○研修や活動事例を報告することで、民生委員・児童委員にCSWや地域包括支援センターの活動への理解が深まった。 （今後の方向性） ○引き続き民生委員・児童委員研修等において、CSWや地域包括支援センター、行政等、関係機関との連携により課題解決に至った実践・事例の報告を実施するなど、関係機関との連携を深めていく。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
③介護・福祉人材の確保								
47	介護・福祉人材の確保・定着に向けた取組	▼ 平成29年11月に策定した「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づき、既存施策の点検・見直しを進めるとともに、必要な新規施策を推進します。また、本計画を通じて戦略の進捗状況を点検していきます。 ▼ あわせて、2025年及び第8期介護保険事業計画期間における介護人材の推計に基づく取組について、定期的な進捗状況の点検を実施します。	○今後不足が見込まれる介護・福祉人材の「量」と「質」の両輪の確保をめざし、対策を着実に実施	0	0	0	○「大阪府高齢者計画2021（大阪府高齢者福祉計画および介護保険事業支援計画）」において、下記のとおり推計を行っている。 需要 供給 需給ギャップ 2023年度 200,852人 184,313人 △16,539人 2025年度 209,510人 185,090人 △24,420人 ○介護職員（確定値）については、平成30年度より厚生労働省から情報提供される、「都道府県別介護職員数」等により把握を行い、必要な施策を講じている。	（評価及び課題） ○本事業を実施することにより、施設職員が個人情報保護法を正しく理解し、利用者の権利を擁進するための体制づくりを推進した。 （今後の方向性） ○引き続き、個人情報の保護を適正に行い、支援の質を高めることを目的とした研修事業を実施していく。
	参入促進等	▼ 参入促進については、特に若者に対しての介護職のイメージアップを図るとともに、福祉人材支援センターの機能強化などのマッチング力の向上、高齢者・障がい者・女性等の新規参入のための地域での介護入門者研修の実施、離職した人材の呼び戻し、外国人介護人材の適正な受入れ推進のための協議会の設置・研修等を実施します。また、教育関係機関と連携を図り、高校生など若年者を対象に福祉分野が進路の選択肢となるよう、高校教員向け勉強会や高校出前講座の実施、大学生・高校生など若年者を対象とした福祉の職場体験など参入促進に向けた取組を総合的に実施します。	○大阪府福祉人材センターの運営 ○マッチング力の向上事業、参入促進・魅力発信事業（職場体験事業除く） ○参入促進・魅力発信事業（職場体験事業） ○介護イメージアップ戦略事業 ○外国人介護人材適正受入推進事業 ○介護分野への就労・定着支援事業 ○介護助手導入支援事業 ○潜在介護福祉士等再就業支援事業	24,171 70,534 8,266 7,045 176 4,965 6,938 2,769	22,956 69,092 4,879 6,946 19 2,903 6,930 2,578	27,561 70,534 8,266 7,045 176 8,469 6,938 2,769	○福祉人材センターの運営 ・求人・求職相談受付件数：6,788件 ・求職登録者数：1,070名 ・職業紹介者数：47名 ○マッチング力の向上事業 ・合同面接会・就職フェア参加者数：664人 ・セミナー 参加者数：856人 ○参入促進・魅力発信事業 ・職場体験者数：100人 ・インターンシップ：91人 ○介護職・介護業務の魅力発信 動画制作(全4種)、リーフレット配布(約45,000枚)、魅力発信イベント(参加者数：約330名) ○外国人介護人材適正受入推進事業 ・連絡会議 1回開催 ○介護分野への就労・定着支援事業 ・交付申請 8人(6施設)・交付実績6人(4施設) ○介護助手導入支援事業 ・登録求職者276人 ・登録施設40施設 ・マッチング133件 ・採用33人(21施設) ○潜在介護福祉士等再就業支援事業 ・研修実施回数5回 ・参加者数23人 ・再就職者数6人	（評価及び課題） ・令和5年3月に策定した「大阪府介護・福祉人材確保戦略2023」を踏まえ、3つのアプローチ（①参入促進、②労働環境・処遇の改善、③質の向上）は継承しながら、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護従事者の確保及び資質の向上を図ることを目的として事業を展開。 特に、戦略に掲げている参入促進の具体的取組である、①マッチング力の向上（福祉人材センターの機能強化等）、②若者等の新規参入促進策（採用活動の強化、介護・福祉の魅力発信、介護・福祉に触れる機会の提供等）、③離職した人材の呼び戻し策（再就職準備金貸付制度等）、④高齢者等の新規参入促進策について、予算措置人員よりも実績が少ない事業については見直し等の検討が必要。 （今後の方向性） 令和6年度も引きつづき、無資格・未経験者・潜在有資格者などターゲットに応じた参入促進事業や、若者向け事業を実施し、必要な事業、予算の見直し改善を実施していく。
48	資質の向上	▼ 資質の向上については、地域性を踏まえ、地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる仕掛けを進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取組などを実施します。また、介護従事者の処遇改善が確実になされるよう、対策の検討と必要な財源措置について国に要望していきます。	○職員の資質の向上・職場定着支援事業 ○職員研修支援事業	6,097 43,903	4,766 43,903	9,224 43,903	○職員の資質の向上・職場定着支援事業 ・補助市町村等 6市 ・補助実績額 2,166千円 ○職員研修支援事業 ・参加人数：11,316人	（評価及び課題） ○大阪府内市町村に対して中堅介護職員への研修や介護の魅力啓発活動を実施するための補助金の交付を行った。また、大阪府の民間社会福祉施設・事業所に従事する社会福祉事業従事者への研修を実施することにより介護従事者への資質の向上を図った。 （今後の方向性） ○オンラインやオンデマンド配信などによる研修受講環境の整備を行い参加者の確保をめざす。
48		◆目標・指標 「需給推計を上回る介護・福祉人材の確保」 2023年度 需要推計200,852人 供給推計184,313人 （これを上回ること）（※需給ギャップ（需要－供給）16,539人） 2025年度 需要推計209,510人 供給推計185,090人 （これを上回ること）（※需給ギャップ（需要－供給）24,420人）					需給推計を上回る介護・福祉人材の確保 2022（R4）年度末：193,974人	

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
④教育・保育人材の確保								
49	養成及 び就業の 促進	▼ 保育所等で就労していない保育士、いわゆる潜在保育士について、市町村やハローワーク等と連携しながら就業に向けて取り組むとともに、保育士確保事業を実施する市町村を支援します。	○保育士・保育所支援センター 運営事業	12,672	12,658	12,672	○潜在保育士に対する就職あっせん、セミナー開催等の保育人材確保に向けて 取り組んだ。 R5 就職者数 338 人	（評価及び課題） ○就職支援の取組みにより保育人材確保に寄与。 （今後の方向性） ○引き続き潜在保育士に対する就職あっせん等の取組みを実施。
		○保育人材確保事業	308,450	291,318	233,796			
49	従事者 の定着 等に向け た取組	▼ 保育士の専門性向上と人材の安定的な確保のための研修事業などを実施する市町村を支援します。また、施設型給付等において、処遇改善等加算Ⅰ（※）、処遇改善等加算Ⅱ（※）及び処遇改善等加算Ⅲにより、従事者の定着・確保を目的とした職員給与の改善を図ります。	○職員の資質向上・人材確保等 研修事業 ○施設型給付費等事業	0	0	0	○処遇改善を実施するとともに、府内各市町村が実施する研修事業の取組み状況等を把握し、適正な事業運営がなされるよう助言等を行った。	（評価及び課題） ○処遇改善及び研修の支援により保育従事者の定着に寄与。 （今後の方向性） ○引き続き処遇改善及び研修事業などを実施する市町村を支援。 ○保育従事者の処遇改善について、恒久的に支援。
		○認定こども園等研修 ○大阪府保育士等キャリアアップ 研修実施機関指定	564 0	334 0	564 0	○認定こども園等の職員に対し、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に 関する研修を実施。 ○大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関：48団体		
	資質の 向上	▼ 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修を実施するとともに、保育士等キャリアアップ研修の実施機会の充実に努めます。また、他機関主催の保育研修の周知や、市町村で実施する保育研修などを支援することにより、教育・保育の質の向上を図ります。	○教職員研修費（内、園内研 修事業等）	4,263	3,634	4,855	○幼稚園・保育所等における教育機能の充実 ・幼稚園 10 年経験者研修を、6回実施した（集合3回、 Web 3回）。 ・幼稚園新規採用教員研修を、9回実施した（うち、府実施、集合2回、 Web 1回、ハイブリッド（集合＋ Web ）5回、市町村実施1回）。 ・幼児教育コーディネーターによる支援回数：52回 （公立幼稚園 20 回、公立認定こども園 20 回、公立保育所7回、私立認定こども園1回、その他4回） ・幼児教育アドバイザーフォローアップ研修を、4回実施した（集合2回、ハイブリッド2回）。 ・園長等専門研修を、2回実施した（ Web 2回）。 ・保育技術専門研修を、6回実施した（集合5回、ハイブリッド1回）。 ・幼児教育人権研修を、2回実施した（ハイブリッド1回、 Web 1回）。 ・大阪府協議会を、2回実施した（集合2回）。 ・幼児教育アドバイザー育成研修を、9回実施した（集合6回、 Web 3回）。 ・幼児教育推進計画書のアドバイザーの活用の評価指数が 1.79 。 ・幼児教育推進フォーラムを、1回開催した（ Web 1回）。	（評価及び課題） ・幼稚園 10 年経験者研修 参加者数（延べ6回分）：167名、肯定的評価：98.7% ・幼稚園新規採用教員研修 参加者数（延べ8回分）：1,805名、肯定的評価：99.6% ・園長等専門研修 A 参加者数：552名、肯定的評価：96.5%（幼児教育推進フォーラムと兼ねる） B 参加者数：428名、肯定的評価：99.0% ・保育技術専門研修 参加者数（延べ6回分）：403名、肯定的評価：98.4% ・幼児教育人権研修 参加者数（延べ2回分）：319名、肯定的評価：96.8% ・大阪府協議会 参加者数（延べ2回分）：91名 ・幼児教育アドバイザー育成研修 受講者数：207名（府立1名、公立幼稚園28名、公立認定こども園29名、公立保育所31名、公立認可外保育施設1名、私立幼稚園30名、私立認定こども園36名、私立保育所17名、地域型保育事業3名、私立認可外保育施設24名、行政7名） 肯定的評価（9回の平均）：98.0% ・幼児教育アドバイザーフォローアップ研修 参加者数（延べ4回分）：165名（ A ：78名、 B ：87名）、肯定的評価：98.1% ・幼児教育推進フォーラム 第1回 参加者数：552名、肯定的評価：96.5% （今後の方向性） ・幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターにおいて引き続き幼児教育アドバイザーを育成。 ・幼児教育アドバイザーを活用した幼児教育推進計画書のアドバイザーの活用の評価指数の増加をめざす。
		○幼稚園教育理解推進事業	535	382	545			

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度 の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
49		◆目標・指標 「◆教育・保育人材の確保により、待機児童解消をめざすとともに、研修等の実施による保育の質の向上を図ります。」					○補助金等の活用により、教育・保育人材の確保を図り、待機児童数の減少に努めた。また、研修等の実施により、保育の質の向上を図った。	（評価及び課題） ○前年度と比較し待機児童数が 13人 増加したものの、近年待機児童数は減少傾向にある。 （今後の方向性） ○引き続き、教育・保育人材の確保と研修等を実施する。
（4）地域の生活と福祉を支える基盤強化								
①安全・安心に暮らせる住まいと福祉のまちづくりの推進								
52	住宅確保に配慮を要する方への 居住支援	▼ 民間賃貸住宅における住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、行政や不動産関係団体、居住支援を行う団体等による「 Osaka あんしん住まい推進協議会」において、見守りなどの生活支援サービスや住宅相談先等の情報提供を行うとともに、関係団体や住宅と福祉部門の連携の強化に努めます。また、地域における身近な相談・居住支援を行う居住支援協議会の設立などの地域の特性に応じた居住支援体制の構築を市町村に働きかけ、地域「丸ごと」の居住支援体制の構築をめざします。	○大阪府居住支援体制整備促進事業 ・市町村における住宅確保要配慮者の居住の安定確保のための取組みとして、居住支援体制を整備し、住まい相談会や居住支援協議会の設立に向けた支援を行う	0	0	0	○市町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促進した。 市町村居住支援協議会設立数：5市（豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、守口市） ○市町村における居住支援体制構築に向け、福祉部と連携し、市町村福祉部局、住宅部局、居住支援法人等への働きかけを行った。	（評価及び課題） ○令和3年 12 月に「大阪府賃貸住宅供給促進計画」及び「大阪府高齢者居住安定確保計画」を統合した「大阪府居住安定確保計画」を策定し、「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率： 50 ％」を新たな目標とする。 （今後の方向性） ○令和6年度「大阪府居住支援連携体制構築促進事業」において採択された 12事業者6区6市 に対し、各地域での居住支援連携体制の構築に向けた支援を実施予定。 ○市町村の住宅部局、福祉部局並びに相談協力店等との連携による「住まい探し相談会」を実施し、市町村における居住支援協議会等の体制づくりの支援を行う。 ○居住支援体制の構築を市町村に働きかけ、地域毎の支援者交流会を開催するなど、地域毎の居住支援体制の構築を促す。
53		▼ 住宅確保要配慮者に対して登録住宅への入居にかかる情報提供や相談、見守りなど多様な支援を行っている社会福祉法人や NPO 法人等を居住支援法人として指定します。	○住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人の指定	0	0	0	○住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅の登録及び居住支援法人の指定等 セーフティネット住宅登録戸数 R4 年度末 37,535戸 → R5 年度末 42,737戸 居住支援法人数 R4 年度末 135 法人→ R5 年度末 166 法人 相談協力店数 R4 年度末 26 店舗→ R5 年度末 26 店舗 協力店数 R4 年度末 707 店舗→ R5 年度末 651 店舗	（評価及び課題） ○全国で一番多い居住支援法人の指定を実現。 （今後の方向性） ○令和3年 12 月に「大阪府賃貸住宅供給促進計画」及び「大阪府高齢者居住安定確保計画」を統合した「大阪府居住安定確保計画」を策定し、セーフティネット住宅の登録戸数、居住支援法人数、相談協力店及び協力店数を観測指標とした。 ○引続き、セーフティネット住宅、居住支援法人、協力店及び相談協力店の登録促進及び指定拡大を行っていく。
		▼ 市町村の福祉担当部局や地域包括支援センター（※）、 CSW 等による高齢者や障がい者等の様々な相談時において、「あんげん・あんしん賃貸検索システム」が活用されるよう、さらに働きかけます。	○「あんげん・あんしん賃貸検索システム」の活用促進 ・福祉部と連携し、市町村の福祉担当部局や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（ CSW ）等の会議やセミナーにおいて「あんげん・あんしん賃貸検索システム」活用の働きかけ	0	0	0	○「あんげん・あんしん賃貸検索システム」の活用促進 福祉部と連携し、市町村地域福祉担当課長会議やコミュニティソーシャルワーカー（ CSW ）等の会議やセミナーにおいて「あんげん・あんしん賃貸検索システム」活用の働きかけを行った。	（評価及び課題） ○地域包括支援センターや CSW 等の福祉関係者からの住まい相談もありシステムが認識されてきている。 （今後の方向性） ○引き続き、市町村地域福祉担当会議や CSW 等の会議、セミナーにおいて啓発を行っていく。

第 4 期大阪府地域福祉支援計画 ＜関係事業一覧＞【令和 5 年度取組状況】							【参考 1】	
【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和 5 年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R 5 予算 (千円)	③R 5 決算 (千円)	④R 6 予算 (千円)		
	福祉有償運送の振興	▼ 福祉有償運送制度（※）では、利用者のニーズを踏まえ、安全で安定的な事業運営とサービス供給を図ることができるよう、運営協議会に係る助言や制度の広報周知を行うなど、府域における同制度の定着と活性化を支援します。	○運営協議会の運営支援	0	0	0	○府内7ブロック（大阪市、北摂、河北、中部、泉州、枚方市、箕面市）に設置されている運営協議会において、事業の推進に必要な情報を提供を行ったり、オブザーバーとして協議会に出席するなど運営協議会の運営支援を行った。 ○また、福祉有償運送制度の利用方法、福祉有償運送を実施している事業者の一覧表、国土交通大臣認定団体が実施する講習の案内の一覧表を府ホームページに掲載するなど、制度の広報に取り組んだ。	（評価及び課題） ○福祉有償運送が利用できる事業者は137事業者（令和5年7月）となっており、地域における自立生活を支える福祉基盤づくりに資した。 （今後の方向性） ○引き続き、市町村の運営協議会の運営支援等を行うとともに、ホームページの充実により、制度の広報に努めていく。
53	安全・安心な福祉のまちづくり	▼ 都市施設（※）等のハードを担当する庁内部局や市町村等と連携を図り、福祉有償運送制度（※）等のソフト施策とも連携しながら、「福祉のまちづくり」に向けた総合的な施策の推進に取り組みます。	○福祉のまちづくり推進事業	44,919	44,120	52,303	○誰もが使いやすい施設整備が進むよう、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂を行う（令和5年5月）とともに、設計者向けの講習を実施するなど周知を行った。 ○大阪・関西万博を契機としてさらなる建築物のバリアフリー化を促進するため、福祉のまちづくり審議会において障がい当事者等を交えた意見交換等を実施した。	（評価及び課題） ○当事者の要望や事業者、設計者が抱える課題を整理し、府内建築物のバリアフリー水準の向上に向けた検討が必要。 （今後の方向性） ○大阪・関西万博を契機として、建築物のさらなるバリアフリー化を促進するため、高齢者、障がい者等の当事者ニーズなどを踏まえつつ、福祉のまちづくり条例に基づく基準や条例ガイドラインの見直し、福祉のまちづくりに資するソフト施策の充実などの検討を進める
			○交通安全施設整備事業等（防災・安全交付金他を活用）	3,395,094 (道路環境課交通安全施設G最終予算総額)	4,750,446	3,147,235 (道路環境課交通安全施設G当初予算総額)	○安心・安全・人にやさしい道路空間の整備に向け、歩道、自転車通行空間の整備及び歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用点字ブロック等の整備改善をはじめとした交通安全事業等の推進に取り組んだ。	（評価及び課題） ○大阪府管理道路において着実な事業の推進が図られているものの歩道設置や歩道のバリアフリー化等の対策を必要とする道路はまだ多く存在している状況である。 （今後の方向性） ○大阪府都市整備中期計画（案）に基づき、対象路線の優先度や早期効果の発現などの視点を重視し、重点化を図りながら効果的に交通安全事業を推進していく。
	行政の福祉化の取組における既存資源等を活用した福祉施策の推進	▼ 行政の福祉化（※）を推進し、府有施設等を活用した小規模保育事業の実施、居場所づくり等、行政資源、公共的空間のさらなる活用と好事例の発信を行い、身近な拠点・居場所づくりに取り組みます。	○行政の福祉化	0	0	0	○市町村担当者が集まる「市町村人権相談主管課長連絡会議」「市町村地域福祉担当課長会議」で周知を行った。	（評価及び課題） ○市町村担当者へ向けて周知・協力依頼を進めることができた。 （今後の方向性） ○事業の内容を理解し、市町村においても取り組んでいただくため、引き続き機会をとらえて周知していく。
○地域福祉推進審議会等運営事業【再掲】			1,530	671	1,530			
			○府営住宅ストック地域資源化プロジェクト	0	0	0	○府営住宅の空室活用を促進するため、事例集等を用いて、制度や事例の周知に取り組んだ。 ○市町福祉部局への意向調査を実施するとともに、市町村地域福祉担当課長会議等において、府営住宅の空室活用制度や事例の周知に取り組んだ。 ○府営住宅の空室を、小規模保育事業や地域子育て支援拠点事業、高齢者見守り・交流拠点や福祉相談窓口等として活用した。	（評価及び課題） ○左記を通じて市町や民間事業者への周知が図られた。 （今後の方向性） ○市町等に対して、引き続き事例集等を用いて、周知を行うとともに、市町等からの相談に対応するなど、活用の実現に向けた取組みを積極的に推進し、地域住民へのサービス等の充実を図る。
54	◆目標・指標 「◆居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度末までに 5 0 %以上をめざし、市町村単位や行政区単位での居住支援協議会の設立を積極的に支援します。」						○市町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促すために、令和5年度に新たに実施した「大阪府居住支援連携体制構築促進事業」において採択した 11 事業者 6 区 5 市に対し、各地域での居住支援連携体制の構築に向けた支援を実施した。 市町村居住支援協議会設立数： 5 市（豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、守口市） ○市町村の住宅部局、福祉部局並びに相談協力店等との連携による「住まい探し相談会」を実施し、市町村における居住支援協議会等の体制づくりの支援を行った。 ○居住支援体制の構築を市町村に働きかけ、地域毎の支援者交流会を開催するなど、地域毎の居住支援体制の構築を促した。	（評価及び課題） ○豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、守口市において、居住支援協議会が設立された。 （今後の方向性） ○令和6年度「大阪府居住支援連携体制構築促進事業」において採択された12事業者6区6市に対し、各地域での居住支援連携体制の構築に向けた支援を実施予定。 ○市町村の住宅部局、福祉部局等との連携を強化し、市町村における居住支援協議会等の体制づくりの支援を行う。 ○居住支援体制の構築を市町村に働きかけ、地域毎の支援者交流会を開催するなど、地域毎の居住支援体制の構築を促す。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
②矯正施設退所予定者等への社会復帰支援								
54	地域生活定着支援センターの理解等促進	▼ 市町村や福祉施設等の関係機関等へ、事業目的等を周知し、社会復帰及び地域生活への定着に対する理解と協力の促進を図ります。	○地域生活定着支援センター事業費	45,085	44,995	44,995	○市町村とのネットワーク構築と連携を目的とした府内市町村への訪問を実施し、地域定着支援センター事業に隊する理解と協力の促進を図った。（令和5年度訪問数：30市町村）	（評価及び課題） ○一定の知名度はアップしているように思われるが、十分に理解されるまでには、更なる周知が必要である。 （今後の方向性） ○今後とも市町村への周知、協力依頼に努める。
55	地域生活定着支援センターの課題検討	▼ 大阪保護観察所や府内の矯正施設、更生保護施設等との連絡調整会議等の場を通じて、事業における課題を整理するなど、解決に向けて引き続き検討を進めます。	○地域生活定着支援センター事業費【再掲】	45,085	44,995	44,995	○大阪保護観察所主催の各関係機関による連絡協議会において、課題を共有し、解決策の検討を図った。	（評価及び課題） ○一定の情報共有は図れている。 （今後の方向性） ○今後とも各種会議への積極的な参加を実施していく。 また、課題を関係機関で共有し、解決策を検討していく。
	再犯防止に向けた支援体制の構築	▼ 大阪の地域実情にあわせて、性犯罪者の再犯防止、福祉等の支援を必要とする矯正施設退所予定者等の社会復帰のほか、国のモデル事業を実施し、「地方再犯防止推進計画」の策定など、再犯防止に向けた支援体制の構築を図ります。	○地域再犯防止推進モデル事業 ○地域生活定着センター事業（被疑者等支援業務） ○性犯罪者に対する入口支援事業	0 45,085 1,434	0 44,995 957	0 44,995 2,446	○平成31年1月からモデル事業実施し、令和2年度末で終了【治安対策課・自立支援課】。 ○令和2年3月に策定した「大阪府再犯防止推進計画」を推進した。また、令和6年3月に「第二次大阪府再犯防止推進計画」を策定した。【治安対策課】。 ○大阪保護観察所等からの依頼に基づき、対象者に対する早期面会や支援ニーズ等の聞き取りを行い、必要に応じて更生保護施設、自立準備ホーム等の宿泊施設や地域の福祉サービスに繋げた。また、保護観察所、検察庁、弁護士等の関係機関と定例的な連絡会議を開催し、事業における課題整理等を行うなど、連携強化に努めるとともに引き続き支援体制の構築を図った。【地域福祉課】	（評価及び課題） ○被疑者、被告人段階の高齢者又は障がい者で福祉的ニーズのある対象者への支援事業として、福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な支援事業を実施した。（令和5年度支援件数:22件） 【地域福祉課】。 （今後の方向性） ○令和6年3月に策定した「第二次大阪府再犯防止推進計画」の進捗管理を行う。【治安対策課】。 ○「地域再犯防止モデル事業」は令和2年度末で終了しているが、令和5年度に創設された地域再犯防止推進交付金を活用して、「性犯罪者に対する入口支援事業」を開始【治安対策課】。
55	◆目標・指標 「◆2018（平成30）年度より3か年にわたり、国のモデル事業を実施するとともに、「地方再犯防止推進計画」の策定について検討します。」						○平成31年1月からモデル事業実施し、令和2年度末で終了。	（評価及び課題） ○モデル事業として、性犯罪者に対する心理カウンセリング支援を平成31年1月から、犯罪を行った障がい者等に対する就労支援を令和元年6月から、それぞれ関係機関と連携して実施した。 ○「第二次大阪府再犯防止推進計画」を策定（令和6年3月） （今後の方向性） ○「第二次大阪府再犯防止推進計画」の進捗管理を行う。

第 4 期大阪府地域福祉支援計画 ＜関係事業一覧＞【令和 5 年度取組状況】							【参考 1】	
【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和 5 年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R 5 予算 (千円)	③R 5 決算 (千円)	④R 6 予算 (千円)		
③社会福祉協議会に対する活動支援								
56	府社協 の活動 支援	▼ 府社協が関係機関とのネットワークにより把握する府域の地域生活課題を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動等に対して助成等のサポートを行います。	○福祉活動指導員設置事業 ○ボランティアコーディネーター設置事業【再掲】	23,378 2,059	23,378 2,059	23,378 2,059	○府内全域において、関係機関や団体等と協働して社会福祉活動の課題に取り組んでいる大阪府社会福祉協議会の「福祉活動指導員設置事業」を支援することにより、大阪府社会福祉協議会の活動強化を図り、民間社会福祉活動の充実・発展を推進した。 ○地域のボランティアコーディネーターの人材養成や府民のボランティア活動への参加促進、機関誌やHPによる広報を行う大阪府社会福祉協議会の「ボランティアコーディネーター設置事業」を支援することにより、大阪府ボランティア・市民活動センターの機能強化を図った。	（評価及び課題） ○新たな福祉課題に対する民間社会福祉活動の推進や、府民のボランティア活動への参加促進が図れた。 （今後の方向性） ○大阪府社会福祉協議会及び大阪府ボランティア・市民活動センターの機能強化を図るため、引き続き、支援していく。
56	地域貢 献委員 会	▼ 市町村社協における地域貢献委員会（※）の設置促進を通じて、社会福祉法人・施設のマンパワー、拠点・設備、種別を越えた施設同士が連携することで、社会福祉施設の有効活用や災害時の要支援者支援、地域の交流など「福祉と共生のまちづくり」が一層進むよう、府社協や市町村とともに支援します。	○福祉活動指導員設置事業【再掲】 ○包括的支援体制構築推進事業【再掲】	23,378 6,632	23,378 6,236	23,378 6,628	○地域貢献委員会の組織化や組織化への理解を進めるため、市町村社会福祉協議会を対象とした会議等の企画等により、設置促進を行う大阪府社会福祉協議会の「福祉活動指導員設置事業」に対し、補助を行った。 ○市町村社会福祉協議会及び社会福祉法人・福祉施設等の職員を対象に地域貢献委員会の取組みの情報共有を行う会議等を開催した。 ・地域貢献委員会（施設連絡会）代表者会議 1回（9月）開催 ・地域貢献委員会（施設連絡会）担当者情報交換会 1回（2月）開催	（評価及び課題） ○市町村社会福祉協議会における関係機関等との連携の重要性や必要性の機運醸成が図られ、地域貢献委員会の組織化が進んだ。 （今後の方向性） ○引き続き、市町村社会福祉協議会に対して地域貢献委員会の設置を推進する大阪府社会福祉協議会に対して支援を行っていく。 ○引き続き、市町村社会福祉協議会及び社会福祉法人・福祉施設等の職員を対象に情報共有や意見交換を進める。
	地域福祉力強化	▼ 市町村社協による地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談事業、小地域ネットワーク活動などにより、要支援者をこぼれ落ちることなく見守り・発見・つなぐ地域福祉力の強化を促進します。	○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金（小地域ネットワーク活動事業）【再掲】 ○地域福祉推進審議会等運営事業【再掲】	901,598 1,530	897,946 671	901,598 1,530	○市町村を通じて、市町村社会福祉協議会における小地域ネットワーク活動の推進に向けた取組に対し、本交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議の場を活用し、市町村の実施状況、課題、対応策等の情報提供を行った。	（評価及び課題） ○府内全市町村において、小地域ネットワーク活動の取組みが進められている一方で、参加者の固定化や担い手不足といった課題がある。 （今後の方向性） ○引き続き、本交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議等を通じて、先進事例の情報提供等を行っていく。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
④福祉基金の活用・推進								
59	福祉基金の効果的な活用	▼ 平成28年度に制度を再構築した「地域福祉推進助成（施策推進公募型事業・民間団体提案型事業）」の成果を検証するとともに、「活動費助成」を含めた福祉基金による助成全体のあり方や手法について、より効果的・効率的に活用できる制度となるよう、引き続き検討を進めます。	○福祉基金設置運営費	123,165	115,878	168,700	○先駆的・先導的な事業として実施している地域福祉推進助成の充実を図るため、施策推進公募型事業や民間団体提案型事業に対し助成を行い、また活動費助成では府民の自主的な地域福祉活動等を支援した。 ○ヤングケアラー支援に向けた府民の自主的な取組みを進めるため、社会的認知度の向上や支援ニーズの把握を促進するための事業を令和4年度に引き続き実施した。	（評価及び課題） ○施策推進公募型事業への助成を拡充できた。 ○民生委員児童委員活動におけるICTの導入促進への支援など、民間団体提案型事業への助成を拡充できた。 （今後の方向性） ○地域の福祉課題へ対応する、施策推進公募型事業の企画立案（公募テーマの抽出等）を効果的・効率的に抽出し、助成金の有効活用を進めていく。
	助成事業の見える化の推進	▼ 寄附金の活用について、寄附者に実施事業の趣旨・目的に共感してもらえるよう「使い途が明確かつ有効に活用している」ことを評価・公表する「地域福祉推進助成『事業評価制度』」を適切に運用します。	○福祉基金設置運営費【再掲】	123,165	115,878	168,700	○地域福祉振興助成金の募集の際に、府ホームページに掲載するとともに、市町村及びボランティア関係団体等へ広く周知した。 ○助成事業の成果や社会への影響について評価を行い、その評価結果を広く公表することにより、寄附者に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ることを目的に創設した「地域福祉推進助成 事業評価制度」に基づき、助成事業を評価し、その結果を府ホームページで公表した。	（評価及び課題） ○寄附者に実施事業の趣旨・目的に共感してもらうことを目的に、前年度の助成金事業の実績などを記載した「大阪府福祉基金ニュースレター」を作成し、寄附者へ周知した。 ○市町村及びボランティア関係団体等への広報活動を積極的に実施し、引き続き、更なる助成の増加を促進する。 （今後の方向性） ○助成金の事業評価を行い、その評価結果を公表し、広報することにより事業成果の見える化を進める。 ○府のホームページに公開中の事業評価が一昨年前のものであるため、評価時期や手法を見直し、より直近の事業評価を実施、公開できるよう検討していく。
⑤第三者評価等による福祉サービスの質の向上								
61	第三者評価等の事業運営	▼ 福祉サービス第三者評価事業について、推進組織として、評価機関や市町村等の関係機関等と連携のもと、適切かつ円滑な事業運営を行います。	○福祉サービス第三者評価システム推進事業費	4,411	3,305	4,384	○評価機関主催の評価機関連絡会議（7月、2月）において、国の動向等の情報提供を行うとともに、意見交換を実施した。	（評価及び課題） ○評価機関連絡会議等を通じて、日頃より密な連携を図ることにより、現状・課題等の情報共有を行うことができた。 （今後の方向性） ○引き続き、評価機関連絡会議等における意見交換等を通じて、情報共有を行っていく。
	評価の受審促進	▼ 事業者への受審促進を図るため、受審メリット等の制度周知・啓発を一層強化するとともに、第三者評価の受審を補助金等の条件とするなど、効果的なインセンティブについて、引き続き検討を進めます。 利用者に対しては、市町村等の関係機関を通じて、制度周知等を積極的に行うとともに、受審施設の情報を簡単に検索できるよう、WAM NET（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）及び大阪府ホームページを活用した情報提供を行います。	○地域福祉推進審議会等運営事業【再掲】	1,530	671	1,530	○市町村地域福祉担当課長会議及び社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会等において、第三者評価事業の説明や、資料提供を行うなど、受審促進を図った。 ○評価結果の公表期間が終了する施設・事業所に対して通知を送付し、再受審の働きかけを行った。 ○受審施設・事業所に対し受審証及びステッカーを発行するとともに、誰もが受審結果を閲覧できるよう、WAMNET（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）及び大阪府ホームページへの掲載を行った。	（評価及び課題） ○現状として、費用負担や受審するメリットが乏しいことなどを理由に受審が進んでいないため、さらなる受審促進を進める必要がある。 （今後の方向性） ○引き続き、あらゆる機会を捉えて第三者評価受審の意義を周知し、積極的な働きかけを行っていく。 ○併せて、他府県における実施状況等も参考にしながら、他制度との連携方策など第三者評価制度の普及・啓発の手法等について検討する。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和 5 年度 の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5 予算 (千円)	③R5 決算 (千円)	④R6 予算 (千円)		
	評価基 準等の 見直し等	▼ 国の「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」に基づき、大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会の意見を踏まえ、必要に応じ、評価基準等の見直し等を進めます。	○福祉サービス第三者評価システム推進事業費【再掲】	4,411	3,305	4,384	○令和 5 年度は、国からの評価基準等の見直しに係る通知の発出がなく、大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会を開催しなかった。 また、大阪府の第三者評価事業実施要綱等を改正するべく議論及び検討を重ねたが、施行に至らず。	（評価及び課題） ○現在の評価基準では一部のサービス種別を適正に評価できない状況である。 （今後の方向性） ○国からの改正通知に基づき、評価基準の改正を進めるとともに、国の基準でフォローできていない事項については府独自の基準の検討を進める。
	評価調 査者への 研修の 実施	▼ 府域における評価水準の維持・向上を図るために、また、多様化する福祉サービス事業者への評価に対応するため、評価調査者への養成研修や継続研修等を実施します。	○福祉サービス第三者評価システム推進事業費【再掲】	4,411	3,305	4,384	○評価機関及び評価調査者の評価の質を高めるために養成研修及び継続研修を実施した。 ・実施研修修了者数 養成研修 57人（分野別に算出した延べ数） 継続研修 19人	（評価及び課題） ○養成研修及び継続研修を実施することにより、評価機関の評価の質の向上を図った。 ○受託先変更及び制度の現状に鑑み、安定的に研修を実施する方策の検討が必要である。 （今後の方向性） ○第三者評価事業の将来的な展望を踏まえ、研修実施方法・委託内容等の精査を行い今後の研修実施の方針について検討を行う。引き続き、評価機関及び評価調査者の質を高めていくために、養成研修及び継続研修の充実を図っていく。
	第三者 委員の 設置促 進及びス キルアップ	▼ 事業者による苦情解決の体制整備及び第三者委員（※）の設置促進を図るため、府社協とともに、制度の重要性の周知・啓発を行います。また、福祉施設の職員・第三者委員（※）のスキルアップに向けて研修会や事例収集等の取組を促進します。	○福祉サービスに関する苦情解決事業費	11,470	11,470	11,470	○第三者委員の一層の設置促進を図るために、事業報告書・ポスター・リーフレット等を福祉施設等に配布し、制度の周知・啓発を行った。 また、福祉施設の職員・第三者委員に向けた研修会を実施した。 ・「令和 4 年度：事業報告書」の発行部数 2,200部 ・「ポスター、リーフレット、チラシ」「第三者委員活動事例集」等の配布部数 1,234部 ・苦情解決第三者委員研修会 研修参加者数 51名	（評価及び課題） ○苦情解決に関する研修の実施等を通じて、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員のスキルアップは図られているが、第三者委員については、費用負担等の課題から設置が進んでいない状況にある。 （今後の方向性） ○各種福祉施設に対する集団指導等、あらゆる機会を通じて、制度の周知・啓発を行い、第三者委員の設置を働きかけていく。
62	市町村 等関係 機関との 連携強 化	▼ 運営適正化委員会と市町村、地域包括支援センター（※）、市町村社協等の地域の相談窓口や大阪府国民健康保険団体連合会等の専門相談機関との連携強化を図り、多様化・専門化する苦情事案等の処理の迅速化に努めます。	○福祉サービスに関する苦情解決事業費【再掲】	11,470	11,470	11,470	○事業所において解決困難な苦情等の事案については、運営適正化委員会が市町村、地域包括支援センター等と連携を図るなど、事案の解決に取り組んだ。	（評価及び課題） ○解決困難な事案については、日頃より、関係機関（府施設所管課、市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センターや大阪府国民健康保険団体連合会等）と密な連携を図りつつ、適切な機関へのつなぎ等に取り組んだ。 （今後の方向性） ○引き続き、関係機関等と連携を図りながら、事案の解決に取り組んでいく。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
⑥社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適切な指導監査								
62	社会福祉法人等への指導監査	▼ 社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導監査等を行うとともに、権限移譲した市町村における円滑な業務推進のため、必要に応じた助言・ノウハウ提供等の支援を行います。	○施設サービス事業者指定・指導監査事業費	2,800	2,551	3,092	«介護保険サービス事業者に対する指導監査» 1介護保険施設に関する指導監査 ○集団指導の状況 指定介護老人福祉施設 120 介護老人保健施設 62 指定介護療養型医療施設 2 介護医療院 8 R5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、動画配信形式により実施し、192施設が研修内容の確認を行った。 ○運営指導の状況（地元市町村に同行依頼し実施） 指定介護老人福祉施設 26 介護老人保健施設 7 指定介護療養型医療施設 0 介護医療院 2 (※府所管施設のみ)	«介護保険サービス事業者に対する指導監査» 1介護保険施設に関する指導監査 (評価及び課題) ○集団指導等の実施により、利用者処遇におけるサービスの質の向上及び施設の適正運営に寄与した。また、介護保険施設への運営指導を実施し、サービスの質の確保および保険給付の適正化に寄与した。 (今後の方向性) ○集団指導は動画配信形式もしくは集合形式で実施し、運営指導は感染予防策をとった上で実地で実施する。 なお、平成24年4月、介護保険法の改正による「大都市特例」の施行により、政令市・中核市への指導根拠が法定移譲されたため、例年、府内における指導の標準化等を図るため、府と政令・中核市による連絡会議を定期的に開催。今年度も、共通の課題等について、情報交換を行ってい。
			○事業者指定業務、事業者指導監査業務（管理システム維持管理費を含む）	20,980	16,992	27,504	2居宅サービス事業者に対する指導監査 ○利用者が、より良いサービスを楽しめるよう居宅サービス事業者の指導育成を重点に置いた指導を実施。 ＜令和5年度の実績＞ ・集団指導の実施（令和5年6月～8月） 810事業所 ・運営指導の実施 49事業所	2居宅サービス事業者に対する指導監査 (評価及び課題) ○運営指導及び集団指導の実施により、利用者処遇におけるサービスの質の向上及び事業所の適正運営に寄与した。 (今後の方向性) ○居宅サービス事業者に対しては、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、集団指導・運営指導等あらゆる機会を通じて利用者本位のサービスが提供されるよう指導する。 ○平成30年度に居宅介護支援事業所の指定・指導事務が市町村へ法定移譲されたが、引き続き、市町村が適切に指導権限を行使できるよう府として支援する。また、他サービス事業者についても府内における指導の標準化を図るため、府と政令・中核市による連絡会議を定期的に開催する。
			○児童福祉施設事業 指導・監査業務	886	147	873	«障がい児支援事業者等に対する指導監査» ○障がい児支援事業者・施設に対する指導、運営状況の監査を実施し、適切なサービス提供の確保に努めた。 ・集団指導の実施（令和5年9月） ・実地指導の実施（令和5年度） 114事業所 ・監査の実施（令和5年度） 0事業所 ・監査による指定取消（令和5年度） 0事業所 ※指導および監査、処分件数はサービス毎で集計	(評価及び課題) ○市町村とも連携を図り、障がい児支援事業等の質の向上を図ることができた。 (今後の方向性) ○指定有効期間（6年間）に一度は実施指導を行い、障がい児支援事業者等の適正な事業運営の確保に努める。
			○総合支援事業者 指導・監査業務費	2,128	1,732	2,732	«障がい福祉サービス事業者に対する指導監査» ○障がい福祉サービス事業者・施設・相談支援事業者に対する指導、運営状況の監査を実施し、適切なサービス提供の確保に努めた。 ・集団指導の実施（令和5年9月） ・実地指導の実施（令和5年度）80事業所 ・監査の実施（令和5年度） 1事業所 ・監査による指定取消（令和5年度） 1事業所 ※指導および監査、処分件数はサービス毎で集計	(評価及び課題) ○市町村とも連携を図り、障がい福祉サービスの質の向上を図ることができた。 (今後の方向性) ○指定有効期間（6年間）に一度は実施指導を行い、障がい福祉サービス事業者等の適正な事業運営の確保に努める。

【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和5年度 の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R5予算 (千円)	③R5決算 (千円)	④R6予算 (千円)		
62	社会福祉法人等への指導監査		○社会福祉法運営費 ○社会事業指導費	16,641 358	7,888 84	17,573 358	○社会福祉法人等に対する指導監査の実施 政令市・中核市を除く、府内市町村と合同で社会福祉法人等に対する「大阪府・市町村社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会」をYoutube配信により実施。 令和5年度の社会福祉法に基づく社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査については引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事前資料を徴取の上、時間短縮を図り、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営が図られるよう努めた。 また、法人運営及び施設運営等に問題が発生した場合や利用者等の関係者からの通報や苦情に対して、随時指導を行った。 【監査実績】 ■法人監査：(社会福祉法人) 所管法人197法人のうち52法人実施。 (連携推進法人) 所管法人1法人のうち1法人実施。 ■施設監査：83施設実施。 ○府市連絡会等の開催 市町村への助言、ノウハウ提供等の支援については、府・指定都市・中核市・ブロック連絡会幹事市で構成する府市連絡会を設置して、市町村が抱える諸課題等についての意見交換を行った。	(評価及び課題) ○法人運営の適正化に向けて指導監査は不可欠である中、コロナ禍でも監査を継続的に実施すべく、書類の事前確認や監査時間の短縮を行った。 ○府市連絡会を通じて各市町村との情報交換等は円滑に行われている。 ○法人の事務負担軽減や監査時間の短縮、監査データの蓄積等、監査における効率化を図るべく、監査手法（DX化等）の見直しが必要となっている。 (今後の方向性) ○引き続き、実地による監査を実施する。 ○府市連絡会の継続
	事業運営の確保	▼ また、市町村と情報共有等の連携を図り、同時指導監査（並行監査）を実施するなど、指導監査方法に工夫を凝らし社会福祉法人等の適正な事業運営の確保に努めます。	○社会福祉法運営費【再掲】 ○社会事業指導費【再掲】	16,641 358	7,888 84	17,573 358	○並行監査の実施 【監査実績】 ■5施設実施。	(評価及び課題) ○府の指導監査実施計画を早期に示すことで、市町村の監査計画を作成しやすくする。 (今後の方向性) ○感染症等に注視しながらも、手法等を工夫しつつ、並行監査を実施。
(5) 市町村支援								
①地域の実情に合わせた施策立案の支援								
63	大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金	▼ 市町村の自主性・創造性を活かした先進的な施策の展開や、市町村地域福祉計画に掲げる目標達成に向けた施策効果の高い取組について、大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金の効果的な活用に努めます。	○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】	901,598	897,946	901,598	○本交付金については、市町村から提案のあった事業内容（地域福祉分野92事業、高齢者福祉分野20事業）を取りまとめ、3月に交付決定を行った。 ＜地域福祉分野における主な交付金活用事業＞ ・CSW配置事業 ・小地域ネットワーク活動推進事業 ・要援護者支援体制構築関係事業 等 ※交付金の効果的な活用に向け、CSW等主要事業の指標について、市町村アンケート等を実施し、市町村の意見を踏まえ指標や配分方法を検討。	(評価及び課題) ○平成21年度の制度創設以来、市町村の実情に沿った創意工夫を凝らした、新たなサービスが展開されるなど、本交付金のニーズは年々増加傾向にある。 (今後の方向性) ○引き続き、市町村が地域の実情に応じて自主的に地域福祉や高齢者福祉の向上に資する事業を展開できるよう、本交付金による財政支援を行っていく。
	市町村の施策立案支援	▼ 各市町村が自主的に取り組むセーフティネットの構築・充実に係る先進的な事例収集に努め、その情報を市町村へ提供し、施策立案をサポートします。	○地域福祉推進審議会等運営事業【再掲】	1,530	671	1,530	○市町村の施策立案機能の向上に資するため、市町村地域福祉担当課長会議を開催し、必要な情報提供や意見交換を行った。 ・令和5年度 2回開催（9月、3月※） ※3月はオンデマンド配信	(評価及び課題) ○先進事例の収集、情報提供に努め、市町村の施策立案をサポートした。 (今後の方向性) ○引き続き、先進事例の収集に努め、その情報を提供することにより、市町村の施策立案のサポートを行っていく。

第 4 期大阪府地域福祉支援計画 ＜関係事業一覧＞【令和 5 年度取組状況】							【参考 1】	
【1】 頁	【2】項 目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等				【5】令和 5 年度の取組状況	【6】取組に係る評価及び課題と 今後の方向性
			①事業等	②R 5 予算 (千円)	③R 5 決算 (千円)	④R 6 予算 (千円)		
64	新たな地 域福祉 の取組	▼ 地域共生社会の実現に向けた新たな地域福祉の取組について、実施主体である市町村の取組に対し、必要に応じて助言・サポートを行います。	○地域福祉推進審議会等運営事業【再掲】	1,530	671	1,530	○市町村の施策立案機能の向上に資するため、市町村地域福祉担当課長会議を開催し、必要な情報提供や意見交換を行った。 ・令和5年度 2回開催（9月、3月※） ※3月はオンデマンド配信	（評価及び課題） ○先進事例の収集、情報提供に努め、市町村の施策立案をサポートした。 （今後の方向性） ○引き続き、先進事例の収集に努め、その情報を提供することにより、市町村の施策立案のサポートを行っていく。
			○包括的支援体制構築推進事業【再掲】	6,632	6,236	6,628	○重層的支援体制整備事業実施自治体に対しては当該事業に関するアンケート、未実施自治体に対しては包括的な支援体制に関するアンケートを行い、とりまとめ結果については、市町村地域福祉課長会議の場を活用し、情報提供を行った。 ○市町村の課題に合わせてアドバイザー等の派遣を22市町に対して68回行った。	○地域の実情に応じた包括的な支援体制が構築されるよう、市町村の課題に応じたアドバイザーの派遣等を行っていく。
②市町村地域福祉計画の策定・改定支援								
64	市町村 地域福 祉計画 の策定・ 改定支 援	▼ 市町村に対して、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に関する施策情報の提供や、新たな地域福祉の取組等についての意見交換や連絡調整等を通じて、市町村地域福祉計画の策定・改定を支援します。	○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】	901,598	897,946	901,598	○本交付金の活用により、地域福祉計画の理解・促進を図る住民説明会に対する財政支援を行った。	（評価及び課題） ○市町村地域福祉担当課長会議において、各種情報提供や意見交換を実施した。また、府における地域福祉・高齢者福祉交付金による財政支援や助言等の実施により、府内全市町村において、地域福祉計画の策定・改定が進んだ。 （今後の方向性） ○引き続き、市町村と連携し、地域福祉の推進に関する情報提供・意見交換等に努めるとともに、地域福祉計画の改定等に必要な助言や情報提供等を行っていく。
			○地域福祉推進審議会等運営事業【再掲】	1,530	671	1,530	○市町村における改正社会福祉法を踏まえた地域福祉計画の見直しが進められるよう、アンケートの実施や市町村訪問及び市町村地域福祉担当課長会議を通じて、必要な情報提供や意見交換を行った。 ○「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況等調査（厚生労働省）」を通じて、府内市町村の計画改定状況等を把握するとともに、必要に応じて助言を行った。 ○広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、第5期大阪府地域福祉支援計画（計画期間：令和6年度から令和11年度まで）を3月に策定した。	
64	◆目標・指標「改正社会福祉法に対応した市町村地域福祉計画の改定」 2018（H30）年度：5市町村 2021年度：全市町村						2021（R 3）年度：34市町村 2022（R 4）年度：40市町村 2023（R 5）年度：41市町村	